

自己紹介 資料

自己紹介①

朝日新聞 (87.9.27)



自己紹介②

朝日新聞（95.2.10）

阪神大震災で被災した神戸市は、市街地のほぼ全域六千棟を震災復興促進区域とし、緊急整備条例を作つて計画的な復興を目指すことや、うち六地区では建築基準法八四条に基づいて建築制限（私権の制限）をかけることなどを決めた。西宮市や芦屋市、淡路島北淡町も同様な方策を発表した。大阪市の阿倍野再開発事業訴訟や大阪モノレール訴訟で住民側の代理人をしてきた私はこのような案には不満であり、私なりの基本方向を示したい。

第一に、神戸市はじめ被災市町は被災地全体を震災地域と指定し次の法的効果を与える必要がある。

並覚
地拡大のため自治体に先賣い権（住）
地建物を建てて借地人になる規定や、
個別建て替えに固執する点に問題があり運用に工夫が必要だ②土地建物の
地上げ的賣買防止と積極的な公有化
都市借地借家臨時処理法は借家人が
特別立法で従前の権利を保障する。
る。指定が決定した罹災（りさい）

主張·解說

被災地復興は多様なメニューで

論壇

坂和 章平

民の買い取り請求権)を与える、再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取りも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣藤新平が「罹災地域全土の買上げ」

失した住宅密集地区は劣悪な住環境を一新する中層共同住宅を中心とした住宅再開発(再開発地区)⑥倒壊されたマンションや共同ビルは單一での建て替えをせず周辺の低層建物を一体とした再開発制度の創設(共同建

整備事業などの手続きを組み合わせ、基盤整備だけでなく上モノ建設の計画が不可欠だ。事業は各地区内での権利交換を原則とするが、他地区との権利交換（交換）、所有権・借地権・借家権・区分所有権相互の自由な権利交換（異種権利の交換）、公団公社や施行者が認める第三セクターによる金銭への変換（公的取得）など特別立法で多様なメニュー

都市借地借家臨時処理法は借家人が建物を建てて借地人になる規定や、個別建て替えに固執する点に問題があり運用に工夫が必要だ②土地建物の地上げ的売買防止と積極的な公有地拡大のため自治体に先買い権(住)に努め、復興のマスター・プランを各地区の実情をみて次のイメージで作

・西宮駅前等業務用ビルの密集地は、個別建て替えを容認するが、周辺権利者の要望を聞き公開空地の確保、建物の不燃化共同化を含む地区計画(個別建て替え地区)を立てる。共同住宅の建設を可能とする特区画整理や持ち家再建不能な住民に公営賃貸住宅を供給する総合住環境

◎①地区的個別建て替えは各自の負担を原則とするが、建物の解体や耐火共同建物の建設は公共的復興事業だから、現行法の国庫補助を質・量と共に特別立法でアップする。住宅ローンの利息免除や公営住宅の賃料免除等の是非は税金の使途として緊急に国民的討議を始めよう。こうした

はいい再開発だ、なんて一面的な見方はしません。しかし、現実は大型店を駆前に引つまってくるだけ、住民の多様なニーズにこたえていないうことが統計的に表れた感じですね。成功しているのは、文化施設や老人ホームを誘致するなど、都市の持つ多様性を生かしたもので」

研究の成果は二人の検討や住民参加のあり方まで提言している同書は、自治体の再開発事業の担当者や研究者から注目を浴びている。

「弁護士の活動というと、裁判で被害者の救済をはかる形。それだと、今の法律がどうだから解決はむずかしい」という法律家独特の現実主義にも陥りやすい。日照権とか底地質の問題とかまちづくりにからむ問題はもっと創造性を發揮しないと解決できないと思ふんです」

今年初めから、大阪弁護士

の仲間と「岐路に立つ都市再開発・弁護士からの実践的プロボーザル」（都市文化社）という三冊八十五の本にまとめた。土地信託制度

そうした問題に悩む市
けザウになる「都市住
委員会」をつくるよう
けじる。

論壇 阪神大震災

特集4年目の課題

(中)

大震災から4年余が経過した。被災地の復興まちびらき、(④震災直後の三月十七日に決定された都市計画による土地区画整理・再開発事業を施行する地域)建設省が定める制度要綱を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域の復興促進区域に指定されたものの実態は自力復興に存する白地地域——の間に分類されて進んだ。

復興にあたっての合意書は「協定書」、「第一ポイン

ト」、「まちびらきアントラジ

ム」などと呼ばれる。一方で、権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きや裁判で争える可能性は少ない。だが、今度の震災では行政自らが

日本の都市計画法は複雑難解・権力的議会にあつた。

日本都市計画法は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続をめぐらす裁判で争える可能性は少ないと定めた。

一方で、新長田・六甲道等の再開発を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める段階式方針としたため各地域で「まち協」結成を呼びかけるという異例のものだ。震災前には十二件しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民の命意形成に尽力した。復興まちびらきの成否は「まち協」の活動いかんだったといふ過言ではない。

日本都市計画法は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続をめぐらす裁判で争える可能性は少ないと定めた。

一方で、新長田・六甲道等の再開発を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める段階式方針としたため各地域で「まち協」結成を呼びかけるという異例のものだ。震災前には十二件しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民の命意形成に尽力した。復興まちびらきの成否は「まち協」の活動いかんだったといふ過言ではない。



坂和 章平

都市法体系を国民のものに

業務・住宅四十棟の超高層ビル群に「廃墟」と化すが、この長期不況下、保留床の処分や賃貸住宅の入居見込みは薄い。このまま進めば、高い管理費に加え、同じフロアに喫茶店ばかりが並ぶなど商業計画の不在のなか、入居した商店主らが八四年(前代未聞)の「商デモ」で施行者の大阪市に抗議した大阪駅前再開発の苦悩と問題点が再現される。巨大な器ひづりだけの再開発は時代遅れで、復興に寄与しないことは明らかだ。ビル床の実際の需要予測に基づいて縮小、ソブリ面を充実させた事業計画への修正が必要だ。専門家の現実的な具体案の提示が待たれる。

重点復興地域での行政支援による住宅供給は量的には驚異的な進展をみた。しかし、(①仮設からの円滑な移行)公営住宅と民間住宅の適切な役割分担(②ヨコハマティイの激変した住環境への対応)をめぐる細かな施策の充実が課題だ。

自力復興を託された、言い換れば放置された白地地区は実に被災地の八割を占める。その復興は並大抵ではない。新長田は、低層住宅の密集する約十数もの既成市街地が商業・契機だ。まち協を軸に自主的拡充が課題だ。

17歳のこころ



坂和 章平 (52)
弁護士

アジア演説・ビラ作り役立った



19歳の秋ハイキングで

さかわ・しょへいく 74年大阪弁護士会登録。都市問題で活躍。著書に「実況中継における政治政策」など。

松山にある中高一貫教育の男だけの受験校から1967年、いつ組合の毒徒オルグにでも…。運命的だったのは、司法試験受験組との出会い。ああ、こんな道もあるのかと知り、彼女との交際にけずをつけられた学生運動指導部の官僚的な体質に嫌気がさしていた私は突如、方向転換。21歳の誕生日に古本屋で我妻栄の「債権総論」を購入し、たった一人の受験勉強に入った。この時初めて「弊治産者」なる言葉も知った。そして受験勉強一年半。71年10月、司法試験に合格できた。

短期間合格の秘訣は集中力といふことだ。昨今の司法試験は技術偏重の弊害が強い。ローラー試験の新設など司法改革の議論にもその延長線上にある。だが私は訓練の方が、司法試験予備校をはるかにじっくり勉強があった。今の私の「喋り弁」と「書き弁」としての能力は明らかにその成果だ。

自己紹介⑤

朝日新聞 (04.9.22)

私の視点 関西スクエア

◆景観法

住民・自治体で使いこなそう

景観法が6月に制定された。「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした」との国土交通省の宣言にはびっくり。国立マンション訴訟などの景観訴訟と全国の約500の自治体の景観(まちづくり)条例が、後押ししたのは間違いない。

景観法は景観についての初の総合的な法律で、良好な景観の形成の促進を国政の重要な課題と位置づけた画期的なもの。複雑かつ難解な都市法体系の中でもこれを

さかわ 章平 弁護士



どう使いこなすか、住民、市町村は早急に法の理解を深め、6カ月以内の施行に併せて地域の実情に応じた条例を制定すべきだ。

景観法は①自治体が、施策を実施する景観行政団体として、景観計画・景観計策を実施する景観行政団体

を定める、とし、また③景観重要建造物の指定④景観協定、景観整備機構などの制度を創設した。

景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化できること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規制などだったが、今後は景

度制を創設した。景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化できること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規制などだったが、今後は景

度制を創設した。景観法の第1の目玉は、多くの領域で条例に権限を委任した

自己紹介⑥

朝日新聞 (04.10.28)

松山出身のまちづくり弁護士

坂和 章平さん (55)

ポートレート

愛媛大学で2年に1回、集中講義で「都市法政策」を教えている。12月ごろに4日間、朝9時から午後4時まで、得意の映画評論を交ながら、都市計画法や自治体のまちづくり条例、景観条例などを解説する。

「都市法」は難解で、法律家が読んでもなかなか理解できない。だが、行政主導型の都市再開発として多くの問題を抱えた1984年の大阪駅前ビル問題をきっかけに取り組むようになった。

今、6月に制定された景観法に注目している。景観法によって、国から市町村にまちづくりの様々な権限が委任され、強制力のある条例が制定

できるようになったからだ。だから、松山市の進める「坂和に取り組んでほしい」の上の雲のまちづくり」にも期待を寄せている。

「松山市の行政も住民も地方分権の流れの中にある、この法律を理解し、秋山兄弟や正岡子規のような地方都市の組むようになった。

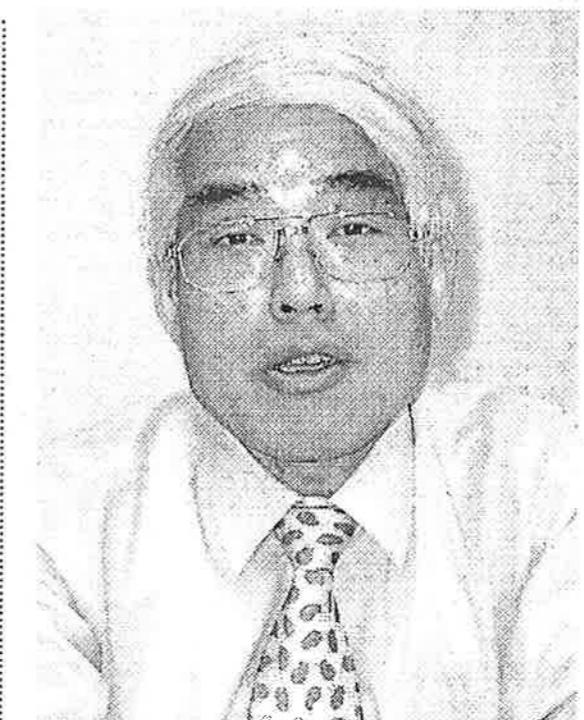
青年の夢が育つ、まちづくりができるようになつたからだ。

「小旅行だった」。

だが、松山を離ると生活が一変する。大阪大の学生時代は、豊中キャンパスから梅田へ電車に20分乗らないと映画が見られない。司法試験に合格し、東京・湯島にあった司法研修所へ千葉県松戸市の寮から通学に約1時間かかり、「とても不便な町だと思った」という。

今は大阪地裁・高裁の近く丁目で育った。近くの映画館で3本立て55円の映画を見て、道後温泉に自転車で通う少年時代。梅津寺の遊園地に電車に約20分乗って行くのが正岡子規のような地方都市の

「青年の夢 育つまちを」



さかわ・しようへい 愛媛大での集中講義は「実況中継 まちづくりの法と政策Ⅲ」(日本評論社)に収録。映画は月10本

のペースで鑑賞し、新聞や雑誌に評論を載せる。「映画を見れば感性を磨きながら法律を勉強することができます」

(神野 武美)

・勧告制だが、変更命令もしく、都市計画で建築物の形態意匠の制限を必ず定めるものとした上、これに適合させるため、計画認定の制度が創設された。条文のうち「景観地区等」の規定が1年以内の施行とされたのは、実施が難しいと判断されたためだ。

商業地域以外のパチンコ店建設を禁じた市独自の条例に基づいて、兵庫県宝塚市が業者に建設の中止を求める訴訟を起こして敗訴したことがあつたが、これも過去の話となるはずだ。

財源移譲をめぐって国と自治体は綱引きの最中だが、景観に関する権限移譲は景観法によって実現した。問題は市町村がこの条例制定権をいかに使いこなすかだ。ぐれぐれも宝の持ち腐れにしてはいけない。

自己紹介⑦

日本経済新聞・夕刊 (06.11.20)

インタビュー Interview

法曹の目で映画評論

弁護士 坂和 章平氏

阿倍野再開発訴訟や阪神大震災の復興などに取り組んできた社会派弁護士の坂和章平氏が、監画評論の本を立て続けに出版している。「映画鑑定四級」に合格したばかりの業人」と笑うが、法律家は、米国の訴訟や法廷、陪審制など日本との違いも明快に示してくれる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、「弁護士活動の傍ら映画の魅力」伝道師役を務める。

裁判・法律・身近で学んで



映画評論本も10冊目、予定のすき間で見た映画は4年で
600本以上（大阪市北区の裁判所前）＝写真　米松誠

弁護士登録。七九年坂和章平法律事務所開設。一九四九年
生まれ。七二年司法修習生、七四年に会員登録。「業務著作賞」受賞。

——日本の場合は前提で「特別の法律知識がないと映画は楽しゆる」などるために知っておいてほしい知識も多くあります。日本では「基本的人権を擁護していく社会正義を実現する」と弁護士法一条で定めたわかれているが、競争社会、訴訟社会の米国流の証拠法、証人尋問の意義なども興味を持てばよんかにかかるのは無理だと思います。

——参考になる映画がありますか。

「やはりアリシヤム原作の『ニコオーリンズ・トライアル』が面白いですよ。米国では訴訟は一人の

ウを獲かずともじしなのか。司議を国民の手にこなすスローガンから上段で制度を考えるから間違いますね。被告となった筋肉メイカーや陪審員に対する尾

行、経験者として異様なでもありという内容です」

——裁判制度への関心もあまり高くないです。米国は裁判は最終的に神があまりもつて活動を諷諭が施されましたが、現在の裁判は神にたりなし。一員割につけては國民一人ひとりがより強烈じないところがもう一つ特徴で、今は陪審制度がつまく機能しないたゞしく今の機運を断つらなければいけません。

——今後はどのような映画評論を目指しますか。

「法律のテーマがほとんどネマから学ぶというシリーズを書むかひたいができます。日本では裁判が共通で行うアジアの映画作りにも注目していきたい」

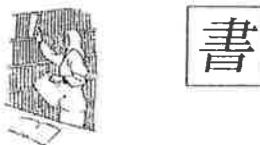
自己紹介⑧

坂和章平の出版物の紹介（2023年12月現在）

弁護士兼映画評論家 坂和章平の出版物の紹介



アソブ西



坂和章平 著

『まちづくりの法律がわかる本』

大庭 哲治*

近年のまちづくりに求められるものが多様化する中で、社会環境の変化を追うように、まちづくりに関する法体系も新設や改正を通じて複雑化している。特に、近年においては、少子高齢化による人口減少や今後予想される巨大災害への対応から、関連する法律が次々に制定しており、実際のまちづくりに携わる関係者にとって、このような複雑かつ膨大な法体系を理解することは至難の業といつても過言ではない。

そのような中、本書は、まちづくりの法体系に横串を通して、まちづくりの基本となる都市計画法の専門的・技術的な事項の円滑な理解を目的に、時代的・政治的背景を踏まえながら都市計画法の要点を抽出することで、わかりやすさをとにかく追求した、6章構成・190ページのコンパクトな解説書である。

まず、第1章「まちづくり法とは何か」では、まちづくり・まちづくり法という漠然としたわかりにくさを解消するため、11種類の都市計画を定める都市計画法を中心とし、国土総合開発法などを上位法として位置付け、まちづくり法体系の全体像を明らかにしている。そして、この法体系の特徴とともに、これまでの都市計画法の重要な改正についてもポイントを押さえて解説している。

その上で、第2章及び第3章では、都市計画法の重要なポイントを解説する。第2章「都市計画法のポイント・その1」では、線引きや地域地区をはじめとする11種類の都市計画とその内容を解説している。また、第3章「都市計画法のポイント・その2」では、開発許可の技術基準と立地基準、さらには都市計画事業に関する基本的枠組みを解説している。

次いで、第4章「都市計画法と他のまちづくり法との関係」では、都市計画法と周辺のまちづく

り法との関係を基本的に理解するため、都市計画法が定める地域地区と建築基準法が定める集団規制との関係を端緒として、さらには土地区画整理法が定める土地区画整理事業や都市再開発法が定める市街地再開発事業を解説し、そして、建築基準法が定める総合設計制度等の代表的な手法を解説している。

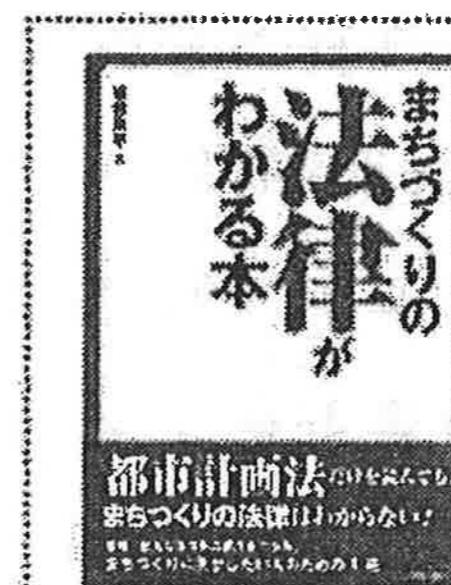
さらに、第5章「成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント」では、まちづくり法を理解する本書独自の視点として、わが国のまちづくり法のこれまでの変遷を、わかりやすさの観点から西暦・元号の表示に気を配りつつ、戦後からの歴代内閣ごとに区分して解説している。

そして、最後の第6章「人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開」では、国土総合開発法から国土形成計画法への転換をはじめ、都市再生や災害復興、国土強靭化に関連するまちづくり法の到達点と課題を解説している。

本書は、まちづくり法のエッセンスを理解する手助けとなるような工夫も随所に施されている。その1つは、1トピックを基本的に見開き2ページ読み切り（1ページが解説、もう1ページがポイントに絞って抜き出した条文の一部や模式化・体系化した図表）にすることで、簡明に解説していることである。また、弁護士として長年まちづくりに携わってこられた著者自身の実体験や問題意識とその時代的背景などを、1ページのコラムとして、読者の興味を引くように章の終わりに設けている。

短時間で一読した本書に対して、私が率直に感じたことは、まさに、「おわりに」に記す筆者の狙い通りということである。変化を続けるまちづくり法が、都市のかたちを規定する重要な役割を担っており、まちづくりの実践には十分な理解が必要という認識は常々持っているながら、なかなか法律の条文をじっくり読み込むまでの行動には至っていない読者も多いのではないだろうか（私もそのうちの一人）。本書は、入門者であれ専門家であれ、まちづくりに携わる関係者には、いまのまちづくり法を理解する上で、ぜひとも一読をお勧めしたい1冊であるとともに、手元に置いておきたい1冊である。

学芸出版社 TEL: 075-343-0811
2017年6月1日発行 ISBN978-4761526436



まちづくりの
法律
が
わかる本

都市計画法
まちづくりの法律がわかる本

に、都市
計画にか
かるさ
まざまな
法律の解
説を試み
ている。

（学芸出版社、本体2500円）

都市にかかる法律にはじつにいろいろな細かな法律があり、住民運動にかかる立場からも何がなんだか分からぬという実感がある。その中心を担うとされる都市計画法においても、その体系がたいへん分かりづらい。本書は、都市計画法の体系と内容を分かりやすく解説するととも

また五章以下で、時代の変せんの中でもどういう都市法が生まれてきたかを示されている。「昨今の都市計画現象」—都市再生特別措置法施行前後から都市法は、再び国家高権と企業主権改革に流れてきており、これをどう歴史的に都市計画史の流れとしてみるのだろうか。そもそも六八年都市計画法は、一九一九年都市計画法の延長だったか、改革だったか、地区計画制度はどう位置づければよいか、似て非なるものとしての再開発地区計画、再開発等促進区をどう評価すべきか、ひところ一大ブームとなつていた都市計画マスター・プランとは何だったかなど、五章をみるといろいろな思いがめぐってきて興味がつきない。



坂和章平著
『まちづくりの法律がわかる本』

また五章以下で、時代の変せんの中でもどういう都市法が生まれてきたかを示されている。「昨今の都市計画現象」—都市再生特別措置法施行前後から都市法は、再び国家高権と企業主権改革に流れてきており、これをどう歴史的に都市計画史の流れとしてみるのだろうか。そもそも六八年都市計画法は、一九一九年都市計画法の延長だったか、改革だったか、地区計画制度はどう位置づければよいか、似て非なるものとしての再開発地区計画、再開発等促進区をどう評価すべきか、ひところ一大ブームとなつていた都市計画マスター・プランとは何だったかなど、五章をみるといろいろな思いがめぐってきて興味がつきない。

自己紹介⑪

坂和年表 2023 —74歳の年表から何を?—

	坂和プライベート	日本の主な出来事	世界の主な出来事	都市問題、法律関係	映画
1945(S20)年		・1945(S20)年8月15日 終戦		・1946(S21)年10月29日 日本国憲法制定 ・1947(S22)年5月3日 日本国憲法施行	・『風と共に去りぬ』(39年) ・『東京裁判』(83年)
1949(S24)年 【誕生】	・1949(S24)年1月26日 愛媛県松山市で誕生		・1948年8月15日 大韓民国建国 ・1949(S24)年10月1日 中華人民共和国建国 ・1950年~1953年 朝鮮戦争		・『七人の侍』(54年) ・『ゴジラ』(54年) ・『十二人の怒れる男』(57年)
1959年(S34年) 【10歳】	・1956年4月 小学校入学 ・1961年4月 愛光学園中学入学 ・1964(S39)年4月 愛光学園高校入学 ・映画、囲碁、将棋	・1954年12月~1973年11月 高度経済成長(第1次鳩山一郎内閣~第2次田中角栄内閣までの19年間) ・1958(S33)年12月 東京タワー竣工 ・1959年9月 伊勢湾台風 ・1960(S35)年 安保闘争、日米安保条約 ・1964(S39)年10月 東京オリンピック ・1968年12月 三億円事件	・1953年7月~1959年1月 キューバ革命 ・1963年11月22日 ケネディ大統領暗殺 ・1966年~1977年 文化大革命	・1962(S37)年10月 全国総合開発計画(一全総)(池田内閣)	・『Always 三丁目の夕日』シリーズ…昭和の良き時代 ・『ベン・ハー』(59年) ・『キューポラのある街』(62年) ・『クレオパトラ』(63年) ・高倉健主演『唐獅子牡丹』(66年)
1969年(S44年) 【20歳】	・1968年4月~1972年8月連載 司馬遼太郎『坂の上の雲』 ・1967(S42)年4月 大阪大学法学部入学 ・1971(S46)年3月 大阪大学法学部卒業 ・1972年 司法試験合格 ・1972年~74年 司法修習生(26期) ・1974(S49)年1月 弁護士登録(25歳)	・1969(S44)年1月 東大安田講堂事件 ・1969年3月 よど号ハイジャック事件 ・1970(S45)年 大阪万博 ・1972年2月 あさま山荘事件 ・1972年5月 沖縄返還 ・1972年 田中角栄「日本列島改造論」 ・1973年 第1次石油ショック	・1969年7月20日 アポロ11号月面着陸 ・1974年 ウォーターゲート事件	・1969(S44)年5月 新全国総合開発計画(二全総)(佐藤内閣) ・近代都市三法の制定(1968(S43)年 都市計画法全面改正、1970(S45)年 建築基準法大改正、1969(S44)年 都市再開発法制定) ・1974(S49)年 國土利用計画法の制定 ・1977(S52)年11月 第三次全国総合開発計画(三全総)(福田内閣)	・『男はつらいよ』(69年)…寅さん第1作目 ・1970年代 日活ロマンポルノ ・『砂の器』(74年)
1979年(S55年) 【30歳】	・1979(S54)年7月 坂和章平法律事務所開設・独立(法曹ビル202)(30歳) ・1984(S59)年7月 事務所移転(第5大阪弁護士ビル4階)(35歳) ・1985年3月 事務所拡張(第5大阪弁護士ビル4・5階)	・1976年2月 ロッキード事件 ・1979年 第2次石油ショック ・1983年 中曾根アーバンネットサンス。規制緩和と民活路線 ・1986年 大規模再開発のさきがけ「アークヒルズ」完成 ・1987年 国鉄民営化でJR誕生	・1985年9月22日 プラザ合意(円高ドル安を誘導、円高不況) ・1986年4月26日 チェルノブイリ原発事故	・1987(S62)年6月 第四次全国総合開発計画(四全総)(中曾根内閣) ・1988(S63)年 総合土地対策要綱閣議決定	・陳凱歌監督『黄色い大地』(中国・85年)…ロカルノ・銀賞 ・張藝謀監督『紅いコリヤン』(中国・88年)…ベルリン・グランプリ
1989年(H元年) 【40歳】	・1988年12月 事務所移転(アクセスビル6階)(40歳) ・バブル時代はゴルフ、北新地、カラオケ	・1989(H1)年 土地バブルに伴う戦後最大の地価高騰 ・1989年末 バブル崩壊 ・1989年4月 消費税法施行(3%) ・1995(H7)年1月17日 阪神・淡路大震災 ・1995年3月20日 地下鉄サリン事件	・1989年6月4日 天安門事件 ・1989年11月9日 ベルリンの壁崩壊 ・1990年10月3日 東西ドイツ統一 ・1991年12月 ソビエト連邦崩壊 ・1992年~1995年 ボスニア紛争	・1989(H1)年 土地基本法制定 ・1992(H4)年 都市計画法大改正(①住居系3→7に用途地域を細分化、特別用途地域の追加8→10、②市町村マスター・プランの創設、③地区計画に誘導容積率と容積適正配分型追加) ・1995(H7)年 被災市街地復興特措法制定 ・1995(H7)年 被災マンション法制定 ・1997(H9)年 密集市街地整備法制定 ・1998(H10)年3月 21世紀の国土のグランドデザイン(五全総)(橋本内閣)	・侯孝賢監督『悲情城市』(台湾・89年)…ベネチア・金獅子賞 ・『タイタニック』(97年)…興行収入1,800億円

1999年(H11年) 【50歳】	<ul style="list-style-type: none"> 2000年8月 初の中国旅行(大連・旅順・瀋陽) 2001年3月 事務所を自社ビルに移転(西天満コートビル3階)(51歳) →ホームページ開設、趣味のページで映画評論 2002年6月 シネマーム I 出版。以降、2019年12月までに45巻 2007年10月 北京電影学院で特別講義 2008年3月 中国人の友人の紹介で、在日中国人作家・毛丹青と出会う 	<ul style="list-style-type: none"> 2001(H13)年4月 小泉内閣発足 2003年1月 小泉内閣による「観光立国宣言」。 来日観光客3,000万人 	<ul style="list-style-type: none"> 2001年9月11日 世界同時多発テロ 2008年9月15日 リーマンショック 	<ul style="list-style-type: none"> 2000(H12)年 都市計画法大改正(都市化社会から都市型社会へ。32年ぶりの根本的改正) 2002(H14)年 都市再生特別措置法制定。都市再生緊急整備地域を指定。民間都市再生事業計画を認定 2002(H14)年 マンション建替え円滑化法制定 2002(H14)年 構造改革特区法制定 2004(R16)年 景観法制定 2005(H17)年 土地形成計画法の制定(国土総合開発法からの大転換) 2008(H20)年 歴史まちづくり法制定 	<ul style="list-style-type: none"> 『金融腐蝕列島 呪縛』(99年) 『山の郵便配達』(中国・99年)
2009年(H21年) 【60歳・還暦】	<ul style="list-style-type: none"> 2010年1月 白内障手術 2011年7月 ノーベル文学賞作家・莫言(中国)と対談 2015年6月 北京電影学院“実验电影”学院賞の授賞式 2016年9月 直腸ガン手術(67歳) 2017年11月 胃ガン手術(68歳) 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年9月 自民党から民主党への政権交代(鳩山由紀夫・菅直人・野田佳彦) 2009年 裁判員制度開始 2011(H23)年3月11日 東日本大震災 2012年12月 民主党から自民党への再度の政権交代(野田第3次改造内閣→第2次安倍内閣～) 2014年～2016年 広島市土砂災害、御嶽山噴火、熊本地震、鳥取県中部地震 2015年5月 大阪都構想・住民投票→否決 2017年7月 都民ファースト・小池百合子都知事誕生 2017年10月 衆議院解散総選挙→自民党圧勝 2018年9月 第4次安倍第2次改造内閣 2018年 大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年9月 2014年香港反政府デモ(雨傘運動) 2016年 アメリカ大統領選(ヒラリーVS トランプ)→トランプ大統領就任 2017年10月 中国・第19回党大会。「習近平による新時代の中国の特色ある社会主义思想」を党規約に明記 2018年3月 中国・14年ぶりの憲法改正で国家主席の任期撤廃(習近平の長期政権へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 2011(H23)年 総合特区法制定 2011(H23)年 津波防災地域づくり法制定 2012(H24)年 災害対策基本法の第1弾改正 2013(H25)年 災害対策基本法の第2弾改正 2013(H25)年 復興法体系の成立と国土強靭化関連三法の制定、国家戦略特区法制定 2014(H26)年 空き家対策特措法制定 2014(H26)年 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画、都市機能誘導区域、居住誘導区域) 2015(H27)年9月 安全保障関連法成立 2017(H29)年 民泊新法(住宅宿泊事業法)制定 2018(H30)年 所有者不明土地対策特措法制定 2018(H30)年 都市計画法の改正で用途地域に「田園住居地域」が追加 	<ul style="list-style-type: none"> 『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(香港・16年) 『戦狼2』(中国・17年)が興業収入1,000億円 是枝裕和監督『万引き家族』(18年)…カンヌ・パルムドール賞
2019年(R元年) 【70歳・古希】		<ul style="list-style-type: none"> 2019(R1)年10月 台風19号 2019年10月22日 新天皇即位 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月～ 香港・逃亡犯条例改正案→大規模デモ 		<ul style="list-style-type: none"> 2020年正月『男はつらいよ 50 お帰り寅さん』

2020年(R2年) 【71歳】		<ul style="list-style-type: none"> ・2020(R2)年3月 東京オリンピック延期決定 (2021年7月23日～) ・2月 新型コロナウイルスでクルーズ船が横浜港停泊 ・3月下旬～ 新型コロナウイルス第1波 ・4月7日 政府が新型コロナウイルスで1度目の緊急事態宣言発令(5月 解除) ・7月5日 東京都知事選挙 ・7月～8月 新型コロナウイルス第2波 ・8月28日 安倍総理が辞任表明 ・9月16日 菅内閣発足 ・11月1日 大阪都構想住民投票 ・11月上旬～ 新型コロナウイルス第3波 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020(R2)年1月11日 台湾総統選挙 ・1月 中国の武漢で新型コロナウイルス発生 ・1月31日 イギリスがEU離脱 ・6月30日 中国で香港国家安全法案可決 ・11月3日 アメリカ大統領選挙(トランプVSバイデン) →トランプ再選ならず 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020(R2)年6月 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律制定(頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る) ・2020(R2)年6月 第10次地方分権一括法制定(都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポン・ジュノ監督『パラサイト 半地下の家族』(19年)…米アカデミー賞最多4冠
2021年(R3年) 【72歳】	<ul style="list-style-type: none"> ・9月 大腸ガンから丸5年 —治療終了 ・一日一食主義—体調良好に 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021(R3)年1月8日～3月21日 2度目の緊急事態宣言 ・3月下旬～ 新型コロナウイルス第4波 ・4月25日～6月20日 3度目の緊急事態宣言 ・7月12日～9月30日 4度目の緊急事態宣言 ・7月24日～8月8日 東京オリンピック開催 ・7月下旬～ 新型コロナウイルス第5波 ・9月3日 菅総理が辞任の意向 ・9月29日 自民党総裁選挙 ・10月4日 菅内閣総辞職 →岸田文雄が第100代内閣総理大臣に選出 ・10月31日 衆議院議員総選挙 ・11月10日 岸田総理が第101代内閣総理大臣に 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021(R3)年9月19日 ロシア下院選挙 ・9月20日 カナダ総選挙 ・9月20日 香港政府トップの行政長官を選ぶ権限を持つ「選舉委員会(定数1,500人)」の委員選挙 ・9月26日 ドイツ連邦議会選挙(総選挙) ・11月2日 米バージニア州知事選 共和党逆転勝利 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021(R3)年5月 災害対策基本法等の一部を改正する法律 ・5月 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・『ノマドランド』(21年) 米アカデミー賞3部門、ヴェネツィア国際映画祭・金獅子賞 ・『ミナリ』(20年) 米アカデミー賞助演女優賞、ゴールデングローブ賞・最優秀外国語映画賞

2022年(R4年) 【73歳】	<ul style="list-style-type: none"> ・11月 胃ガンから丸5年 ・帝国ホテルフィットネスでのサウナ、水泳が定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022(R4)年1月17日～6月15日 通常国会 ・7月上旬～ 新型コロナウイルス第7波 ・7月8日 安倍晋三元総理 銃撃事件 ・7月10日 参議院議員選挙 与党146(自民119(今回63・非改選56)・公明27(今回13・非改選14) VS 野党102 →衆参共に憲法改正発議に必要な3分の2以上の議席を獲得) ・9月27日 安倍晋三元総理 国葬 ・10月3日～ 臨時国会 ・10月～ 自民党議員と旧統一教会との接点問題が急浮上 ・10月～ 岸田内閣 閣僚の不祥事判明 山際大志郎経済再生担当大臣、葉梨朝久法務大臣、寺田稔総務大臣の3名が辞任(更迭) ・11月上旬～ 新型コロナウイルス第8波 ・12月 旧統一教会被害者保護法 成立 ・12月 安全保障関連三文書改定 防衛費GDP2% 5年間で43兆円増額を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022(R4)年2月4日～ 北京冬季オリンピック ・2月24日 ロシアによるウクライナ侵攻 ・3月9日 韓国大統領選挙 尹錫悦が大統領に ・8月2日、3日 ペロシ下院議長が台湾訪問 ・8月30日 ゴルバチョフ元大統領死去(91歳) ・9月6日 英・ジョンソン首相→リズ・トランプ首相 →10月25日 リシ・スナク首相 ・9月8日 エリザベス女王死去(96歳) ・9月29日 日中正常化50周年 ・10月16日～22日 中国共産党第20回党大会(習近平3期目の国家主席に就任) ・10月22日 伊・ジョルジヤ・メローニ首相就任 ・10月29日 韓国・梨泰院踏躡事故 ・11月3日、4日 G7の外相会議(ドイツにて) ・11月8日 アメリカ中間選挙 バイデン再選“赤い波”は起きず 上院 共和党51 VS 民主党49 下院 共和党は過半数の218 VS 民主党209 ・11月14日 米中首脳会談(パリ島にて) ・11月15日、16日 G20サミット(パンコクにて) ・11月17日 日中首脳会談(タイにて) ・11月18日、19日 APEC首脳会談(パリにて) ・11月 中国でゼロコロナ政策反対の“白紙革命” ・11月26日 台湾統一地方選挙 民進党敗北 → 蔡英文総統は党首辞任 ・11月30日 江沢民死去(96歳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 土地基本法等の一部を改正する法律 ・5月 所有者不明土地対策特措法の一部を改正する法律 ・5月 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(宅地造成等規制法→盛土規制法) ・6月 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(重要土地規制法) ・12月 国家安全保障戦略など安保3文書で、防衛力の抜本的強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・『ドライブ・マイ・カー』(21年)濱口竜介監督 米アカデミー賞国際長編映画賞受賞 カンヌ国際映画祭脚本賞受賞 ・『コーダ あいのうた』(21年)米アカデミー賞3部門(作品賞、助演男優賞、脚色賞)受賞 ・米国映画対決! 『トップガン マーヴェリック』(米)、『1950 鋼の第7中隊(長津湖)』(中) ・『1950 鋼の第7中隊(長津湖)』(21年)が興行収入記録更新(1135億円)国威発揚戦争映画大作が大ヒット!
2023年(R5年) 【74歳】	<ul style="list-style-type: none"> ・1月 『新旧対照・逐条解説宅地造成及び特定盛土等規制法』(民事法研究会)を出版 ・2月 民事法研究会発行の『市民と法』に論文「重要土地規制法の概要と同法が提起した論点あれこれ」を掲載予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年2月～2023年5月 コロナ禍、3年余で終息(?) ・2023年7月 令和5年版防衛白書を閣議決定 ①中国軍とロシア軍の日本周辺の共同行動 →重大な懸念 ②中国と台湾との軍事バランスが、中国有利に「急速に傾斜する形で変化している」 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月19日 キャンプ・デービッドで日米韓首脳会談⇒軍事合同訓練活発化 ・8月 中国の不動産下落、バブル崩壊(?) 中国恒大 赤字12兆円。米国で破産法の適用を申請 ・8月 福島第一原発処理水の海洋放出開始 →中国が猛反発⇒核汚染水と主張 ・9月 ウクライナ侵攻から2年半経過→混迷化 ・10月7日 ハマスが5000発のロケット弾でイスラエルを攻撃(奇襲)、大量の人質を →反撃。当初は空爆、その後地上戦へ ・11月中旬ガザでの地上戦激化一人質解放は?停戦は? ・11月15日 米中首脳会談(バイデン×習) ・11月16日 日中首脳会談(岸田×習) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月 「宅地造成及び特定盛土等規制法」施行 新政令、省令施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・『エブリシング・エブリウェア・オール・アット・ワース』(22年)第95回アカデミー賞7冠! ・9月1日 山田洋次監督(91才) 90本目、吉永小百合(78才)123本目、『こんにちは、母さん』公開 ・9月29日『沈黙の艦隊』公開
2029年(R10年) 【80歳・傘寿】		<ul style="list-style-type: none"> ・2025年 大阪万博開催 ・2025年 IR大阪夢洲で開業(?) ・2025年 大阪都と特別区の実現(?) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年1月 台湾総統選挙。民進党・賴清徳氏VS国民党・侯友宜氏+台湾民衆党・柯文哲氏+鴻海創業者・郭台銘氏が無所属で出馬 		
2039年(R20年) 【90歳・卒寿】					
2049年(R30年) 【100歳・紀寿】		<ul style="list-style-type: none"> ・2049年 中華人民共和国100周年(中国がアメリカを凌駕?) 			

法令資料(10)

平成30年制定、令和4年改正

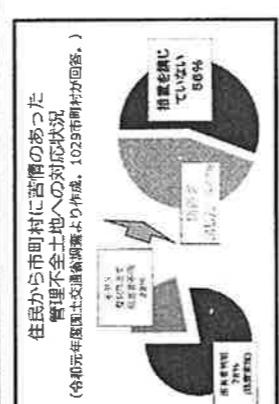


法令資料(11)

令和4年4月27日成立
同年5月9日公布
同年11月1日施行
※(2)の澤は令和5年1月1日施行

<予算関連法>

<予算関連法>



所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和4年4月27日成立
同年5月9日公布
同年11月1日施行
※(2)の澤は令和5年1月1日施行

背景・必要性

- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その「管理」を円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。
- ※令和2年土地基本法改正: 基本理念として土地の適正な「管理」を明確化
- ◆所有者不明土地を公益性的な施設として活用する「地域福利増進事業」について、激甚化・頻発化する自然災害に対するための施設としての利用ニーズが高まっている。
- ◆所有者不明土地が適正に管理されれないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

概要

1. 利用の促進体制の充実

① 地域福利増進事業の対象事業の拡充
・現行の広場や公民館等に加え、備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長

② 地域福利増進事業の事業期間の延長等
・購入、賃借等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地

③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大
・あつても、地域福利増進事業や土地收用法の特例手続(收用委員会の審理手続を省略)の対象として適用

2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

① 勧告・命令・代執行制度
・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度を創設

② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例
・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等についての措置を始め、命令の請求権を市町村長に付与

③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化
・上記の勧告等の準備のため、土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連
・市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関する方針を定め、所有者不明土地対策協議会の設置が可能

② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度
・市町村長は、特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定

③ 國土交通省職員の派遣の要請
・市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、國土交通省職員の派遣の要請が可能

【目標・効果】

① 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数：施行後5年間で累計75件 (R3.11月末点で申請1件)

② 所有者不明土地対策計画の作成数：施行後5年間で累計150件

③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数：施行後5年間で累計75団体

法令資料⑫

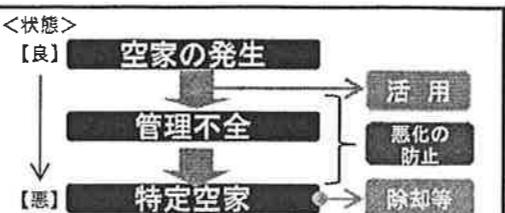
令和2年6月7日制定、6月14日公布

●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

背景・必要性

○居住目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸

○除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



法案の概要

○所有者の責務強化

- ・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の施策に協力する努力義務

1. 活用拡大

①空家等活用促進区域 (例) 中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- ・市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進
⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化
- ・市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請

②財産管理人による所有者不在の空家の処分 (詳細は3. ③後掲)

③支援法人制度

- ・市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
- ・所有者等への普及啓発、市区町村※から情報提供を受け所有者との相談対応
※事前に所有者同意
- ・市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①特定空家※化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告
- ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)を解除



②所有者把握の円滑化

- ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請

3. 特定空家の除却等

①状態の把握

- ・市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化)



②代執行の円滑化

- ・命令等の事前手続を経ないとまがない緊急時の代執行制度を創設
- ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収

③財産管理人※による空家の管理・処分 (管理不全空家、特定空家等)

- ・市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

【目標・効果】

- ①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- ②空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人
- ③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件

法令資料⑬

令和2年3月27日制定、3月31日公布

●土地基本法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

○人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に所有者不明土地や管理不全の土地が増加。

○所有者不明土地等の増加は生活環境の悪化の原因、インフラ整備や防災上の重大な支障となるなど、対応は喫緊の課題。

<日切れ扱い、予算関連法律案>



防災上の観点から適正な管理が求められる土地の例(イメージ)

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)

・所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。

法案の概要

土地の適正な利用・管理の確保 (土地基本法の改正)

●人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築
:法全般(「目的」「基本理念」「責務」「基本的施策」)で、周辺に悪影響を与えないように「管理」をすることの重要性等を明確化

1. 土地の適正な利用・管理のための「土地基本方針」

- ・政府が策定する「土地基本方針」(閣議決定)を創設
- ・適正な利用及び管理を確保する観点からの「基本的施策」の今後の方向性を明示
 - 土地に関する計画制度に「管理」の観点を追加
 - 低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取組を政府一体となって加速

2. 所有者不明土地・管理不全土地の発生抑制・解消

- ・適正な「管理」に関する所有者等、国、地方公共団体等の「責務」を規定
- ・「所有者等の責務」として、登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定を追加
 - 地籍調査の円滑化・迅速化、不動産情報の充実・最新化等を図る取組を加速

地籍調査の円滑化・迅速化 (国土調査法等の改正)

●地籍調査の優先実施地域*での進捗率は約78%(対象地域全体では約52%)であり、以下の措置を講じることで調査をスピードアップ

* 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域等を除く地域

①新たな国土調査事業十箇年計画の策定

- ・②、③のような効率的な手法の導入等を盛り込んだ
新たな十箇年計画(令和2年度～)を策定(※予算関連、日切れ扱い)



▲効率的な調査手法のイメージ

②現地調査等の調査手続の見直し

- ・調査のために必要な所有者等への報告徴収権限の付与
- ・所有者探索のために固定資産課税台帳等を利用可能とする措置の導入
- ・所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設(省令改正)
- ・地方公共団体が不動産登記法上の筆界特定を申請できる措置の導入

③地域特性に応じた効率的調査手法の導入

- ・都市部: 道路と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、認証を得て公表
- ・山村部: リモートセンシングデータを活用した調査手法の導入のため、現地立会いルールを見直し

【目標・効果】

- ・効率的調査手法の導入等により、地籍調査の優先実施地域での進捗率を、現在の約8割から約9割とする。

2022年4月より開始

2022年1月版

マンション管理適正評価制度

Q 国の「管理計画認定制度」とは

A これまでマンションは私有財産であることから、管理組合の自主的な管理に委ねられており組みを計画的に進めため、地方公共団体が積極的に関与できる「管理計画認定制度」が創設されました。主な内容は次の3つになります。

「管理計画認定制度」の主な内容

1 地方公共団体による管理適正化推進計画の作成

地方公共団体は、マンション管理水準の維持・向上のために、マネジメントの施設等を含む、マンションの管理の適正化の推進を図るための計画を作成することができます。

「マンション管理適正評価制度」と「管理計画認定制度」の違い

2 地方公共団体による認定

管理適正化推進計画を作成した地域において、マンションの管理状態が一定の基準を満たす場合に、管理組合は地方公共団体の認定を受けることができます。

3 対応

管理適正化推進計画を作成し、地方公共団体の認定を受けるとともに、管理水準の維持・向上のために、管理適正評価制度(協会)へ登録して、市場での評価、資産価値向上を目指しましょう。



詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukenkukuhouse/jutakukenku_house_frs_000043.html

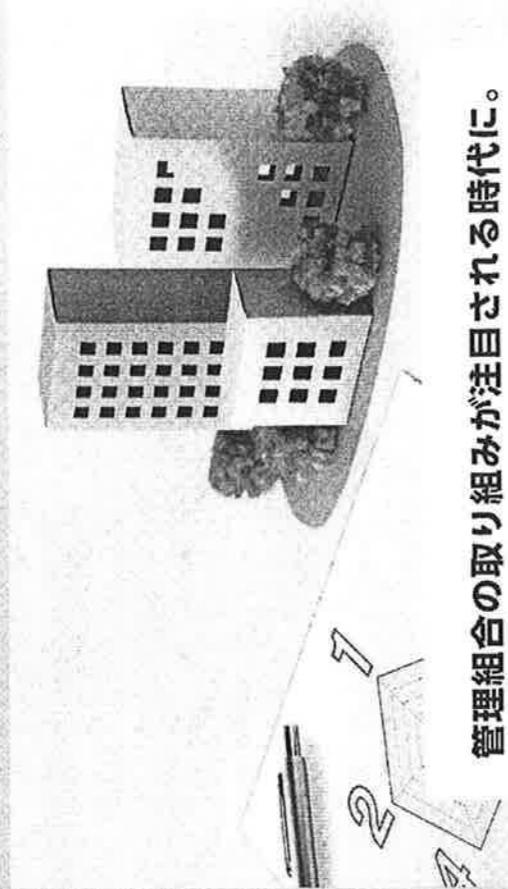
TEL:03-3500-2721 FAX:03-3500-2722

一般社団法人マンション管理業協会

https://www.mrlt.go.jp/jutakukenkukuhouse/jutakukenku_house_1k5_00008.html

※国土交通省「マンションに関するお問い合わせ窓口」(2020年版時点)より

～マンションの価値は新たなステージへ～



管理組合の取り組みが注目される時代に。

2022年4月、マンションの管理状態を評価する「マンション管理適正評価制度」がスタートします。これまで「マンションは管理を買え」と言わなくながらも、マンションの管理状態について明確な評価基準がありませんでした。そこで、(一社)マンション管理業協会では、不動産関連団体と協力して全国共通の管理に関する評価基準を創設し、本制度を設計しました。マンションの適正な管理が促進され、良質な管理が市場で評価される新しい仕組みです。

condominium management companies association



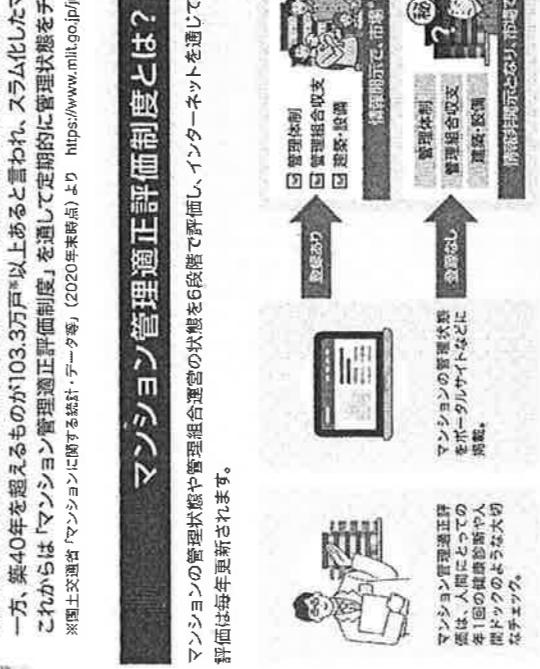
一般社団法人マンション管理業協会

condominium management companies association

2022年4月 マンション管理適正評価制度がはじまります。

マンションの管理状態や管理組合運営の状態を6段階で評価し、インカーネットを通じて情報を公開します。

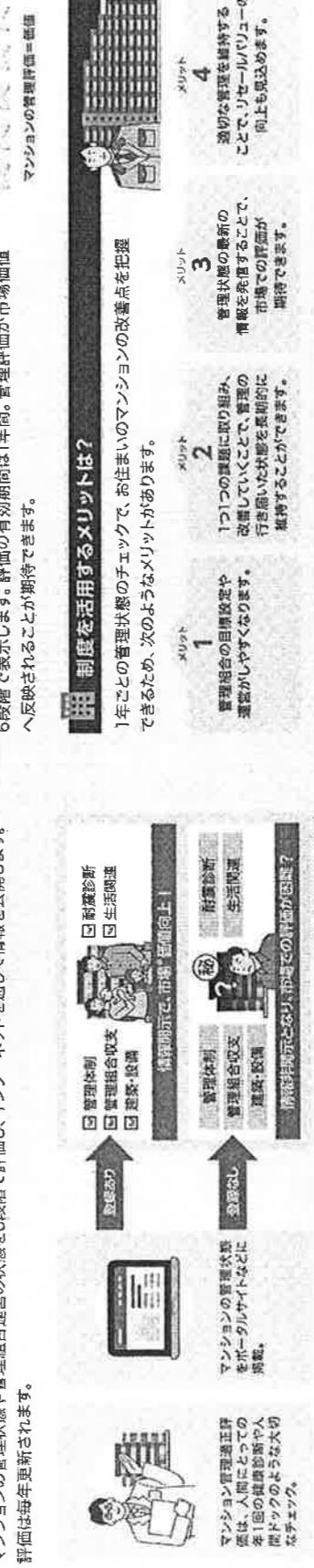
評価は毎年更新されます。



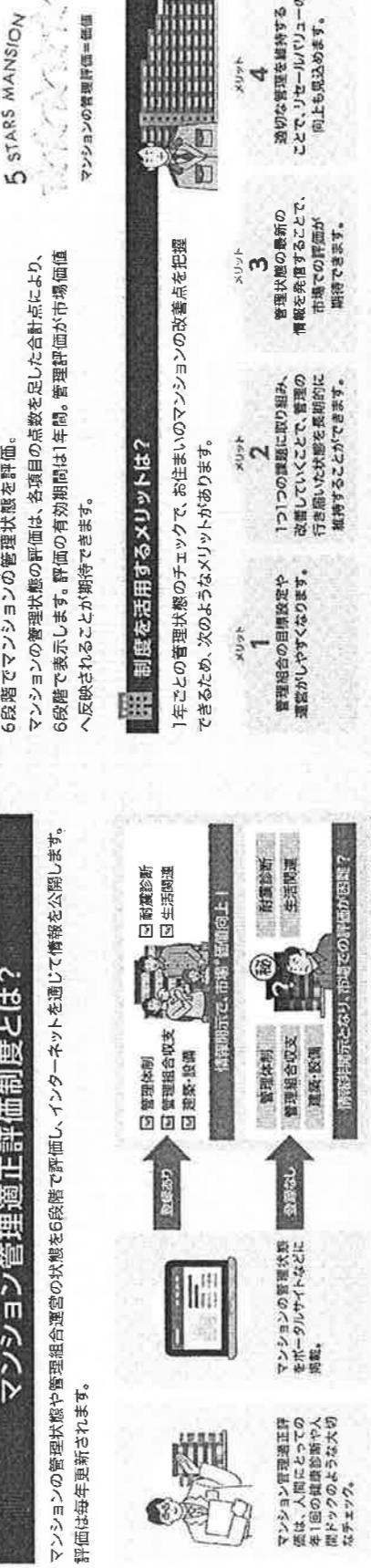
マンション管理適正評価制度とは？

マンションの管理状態や管理組合運営の状態を6段階で評価し、インカーネットを通じて情報を公開します。

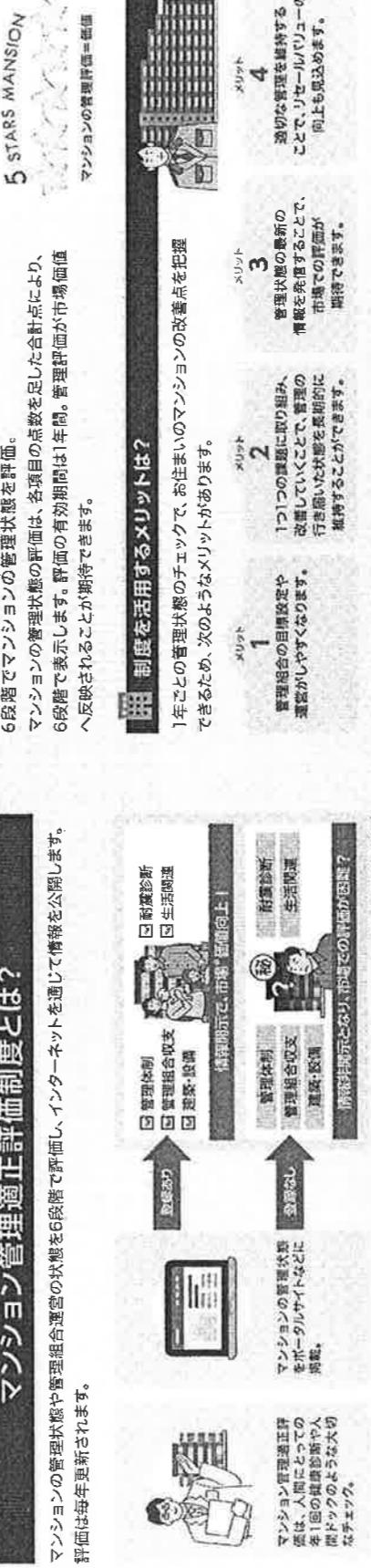
評価は毎年更新されます。



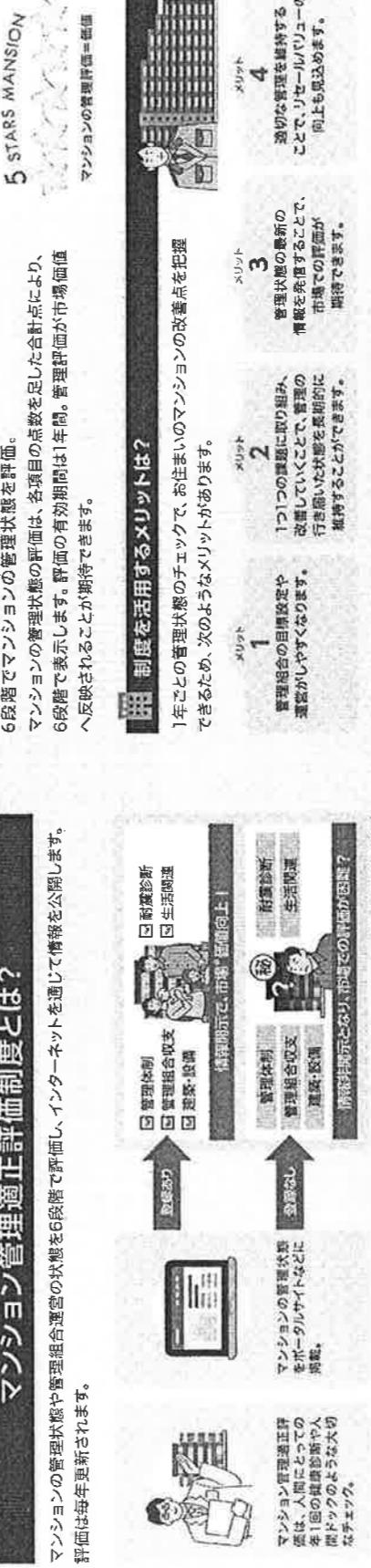
制度を活用するメリットは？



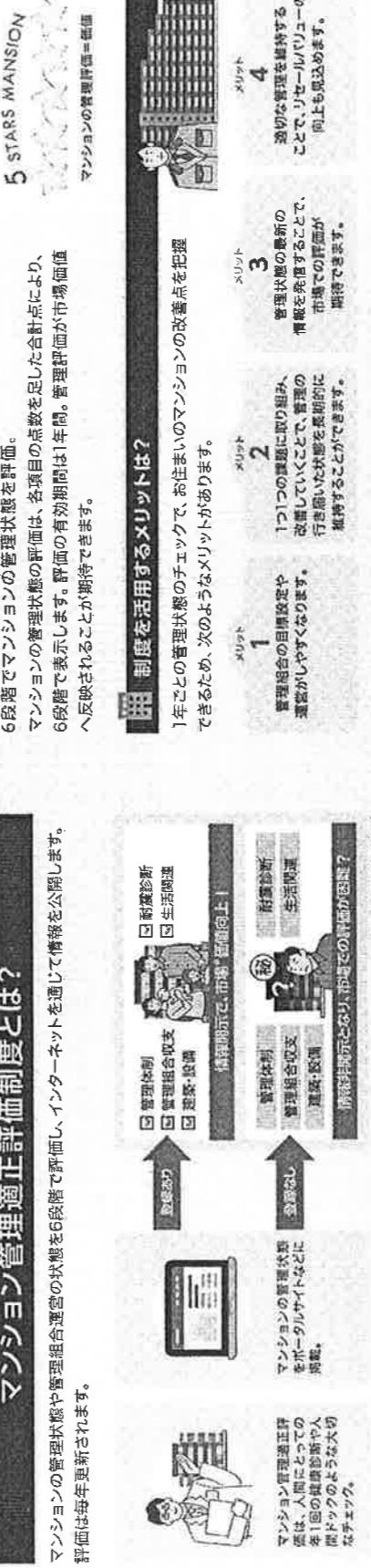
制度を活用するメリットは？



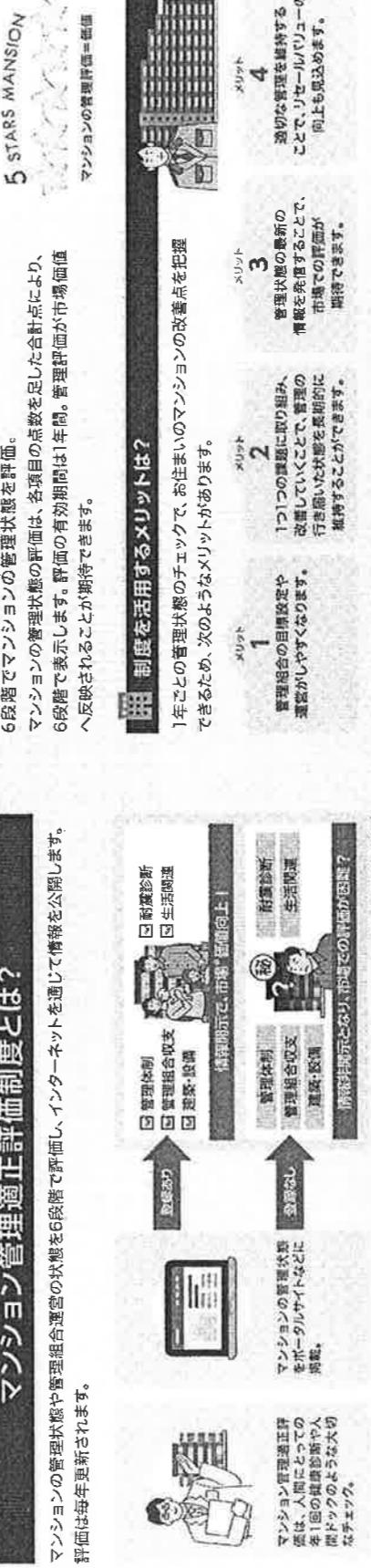
制度を活用するメリットは？



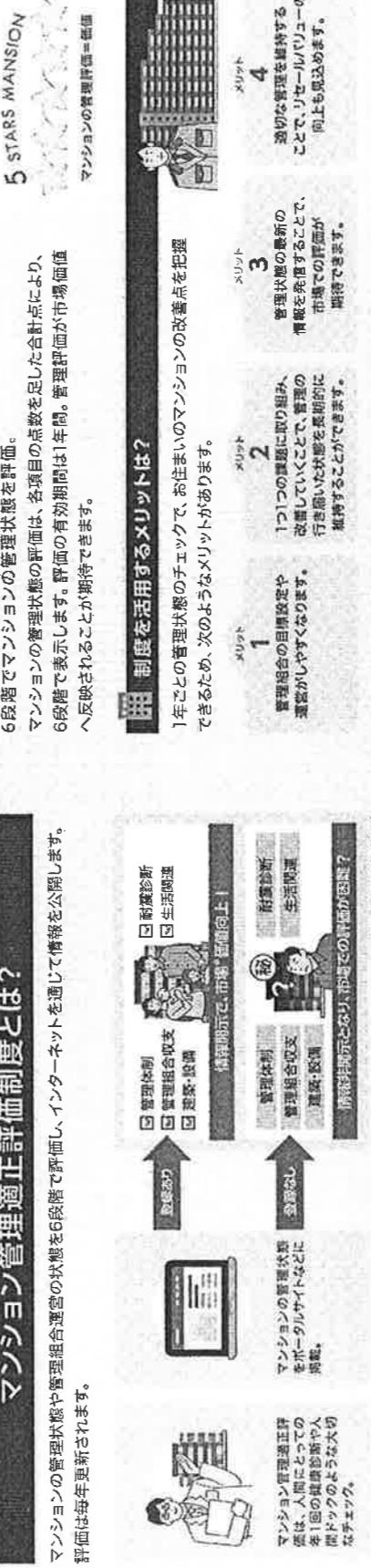
制度を活用するメリットは？



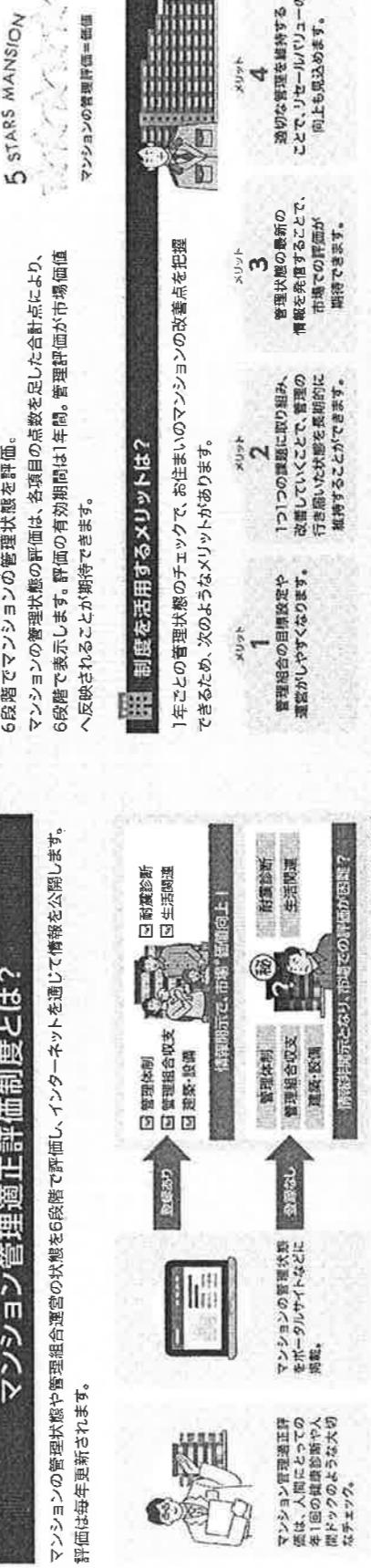
制度を活用するメリットは？



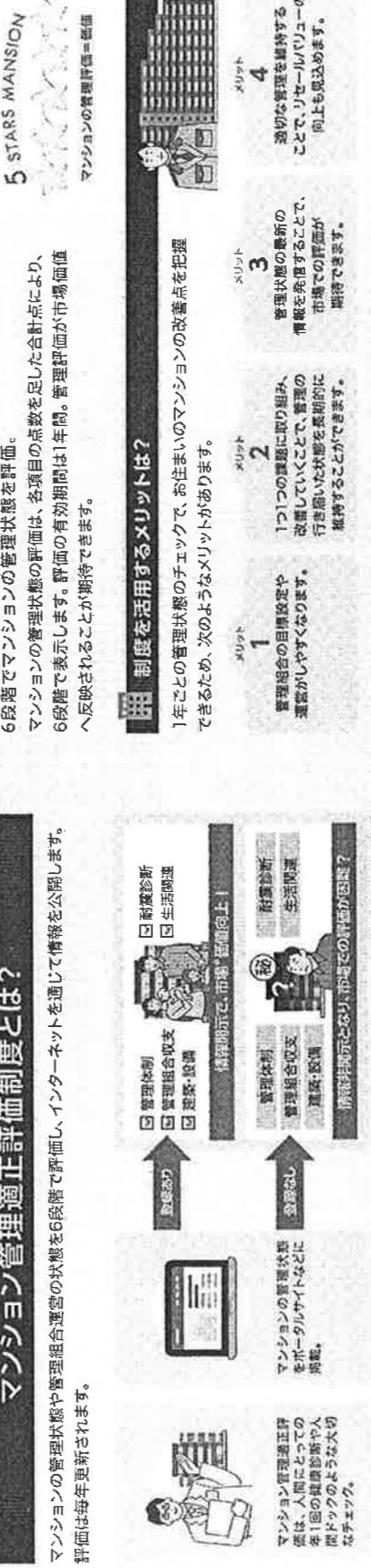
制度を活用するメリットは？



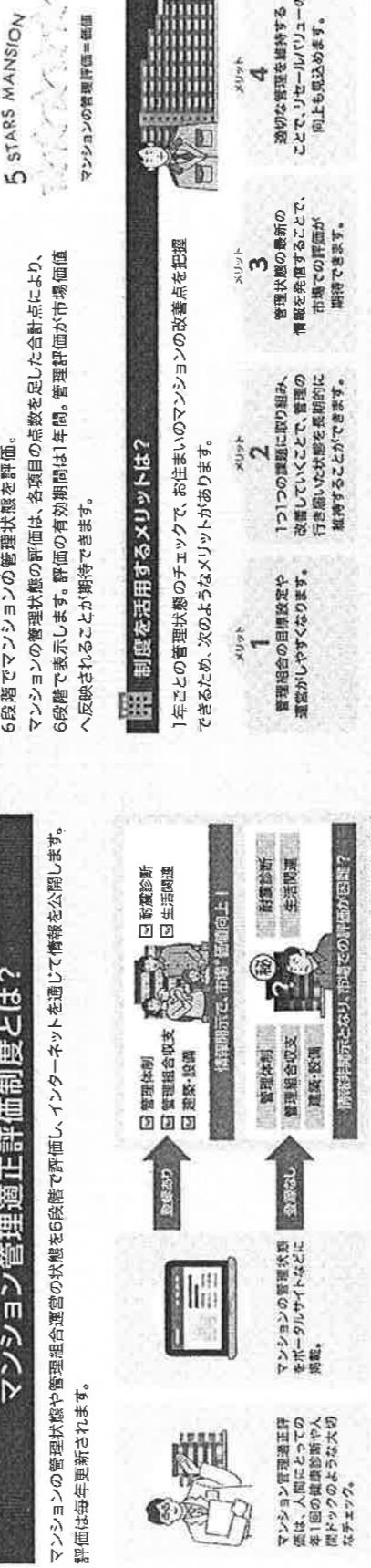
制度を活用するメリットは？



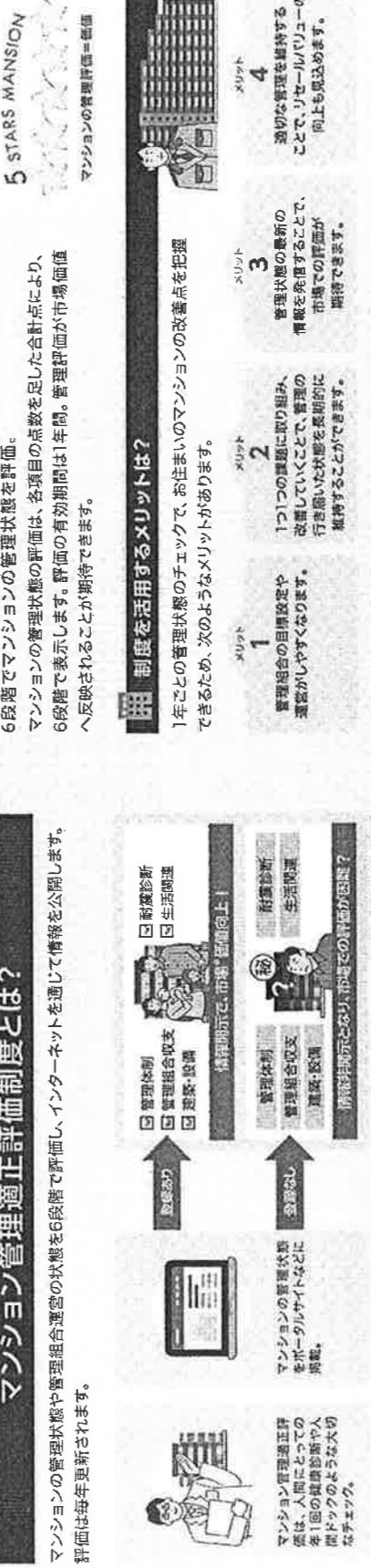
制度を活用するメリットは？



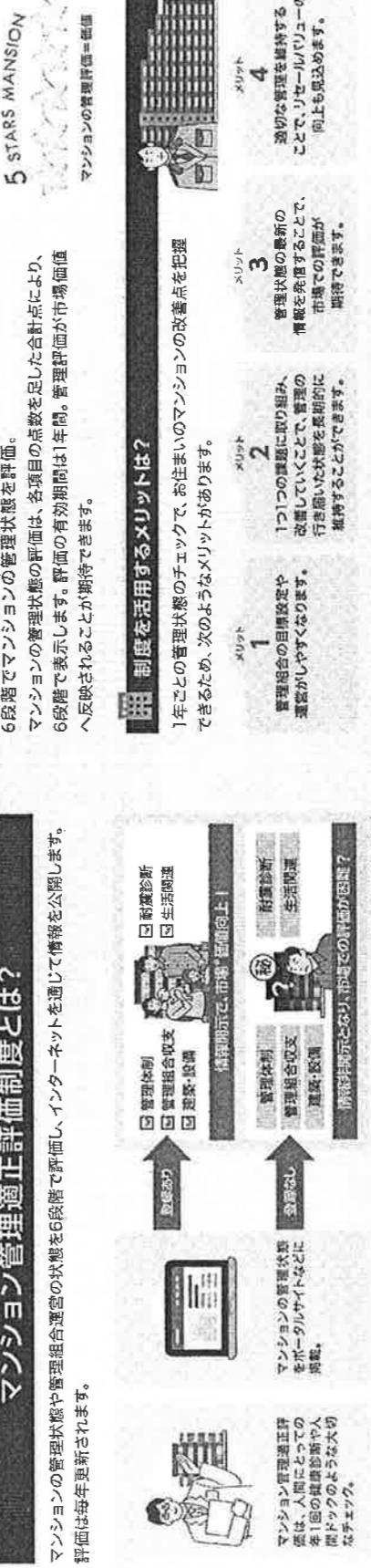
制度を活用するメリットは？



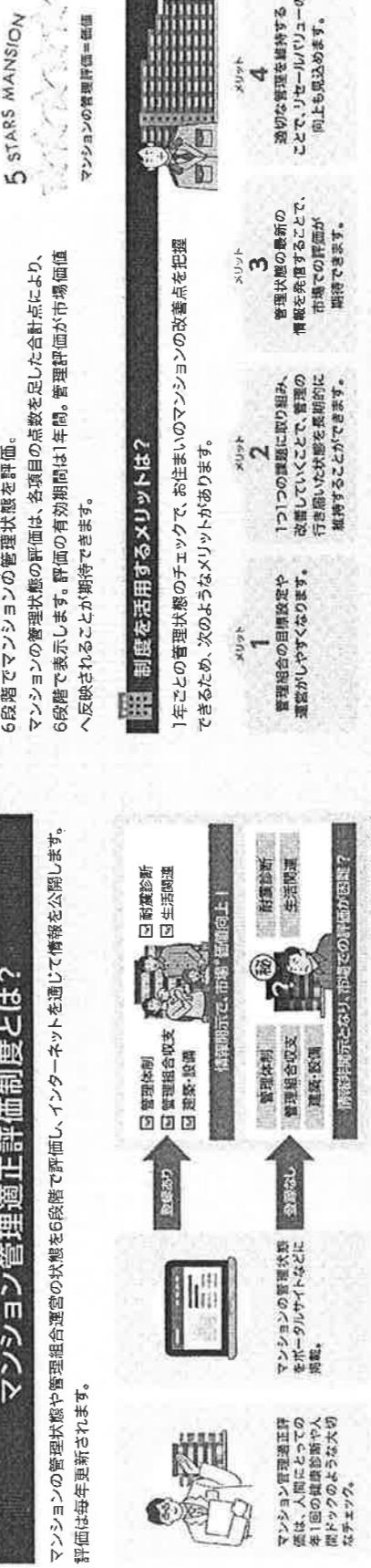
制度を活用するメリットは？



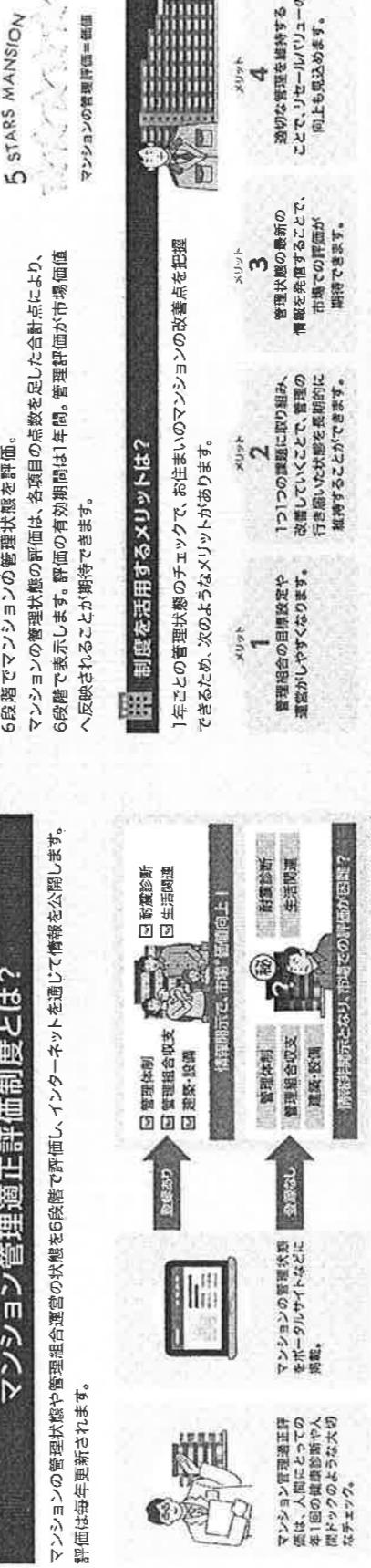
制度を活用するメリットは？



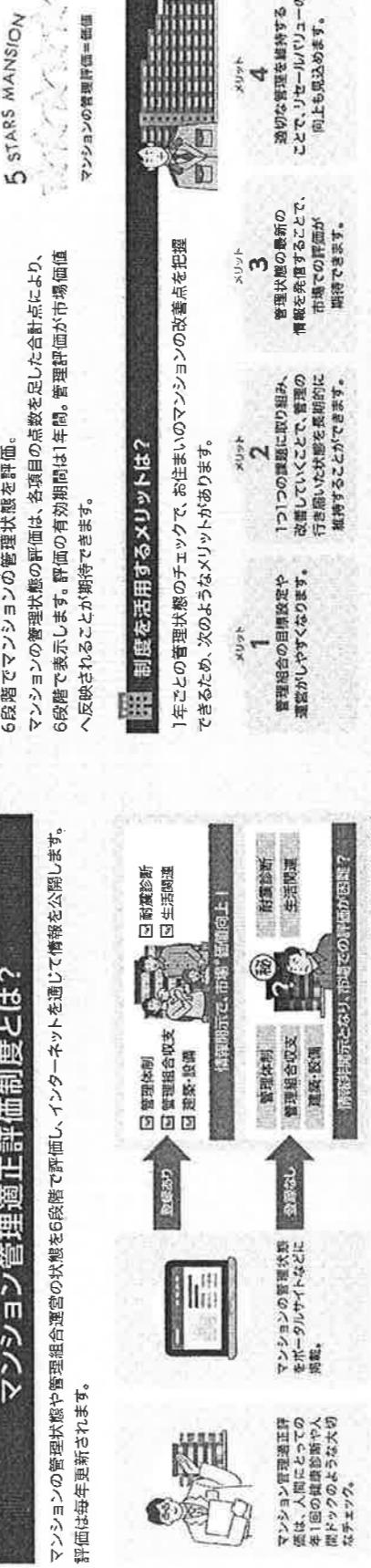
制度を活用するメリットは？



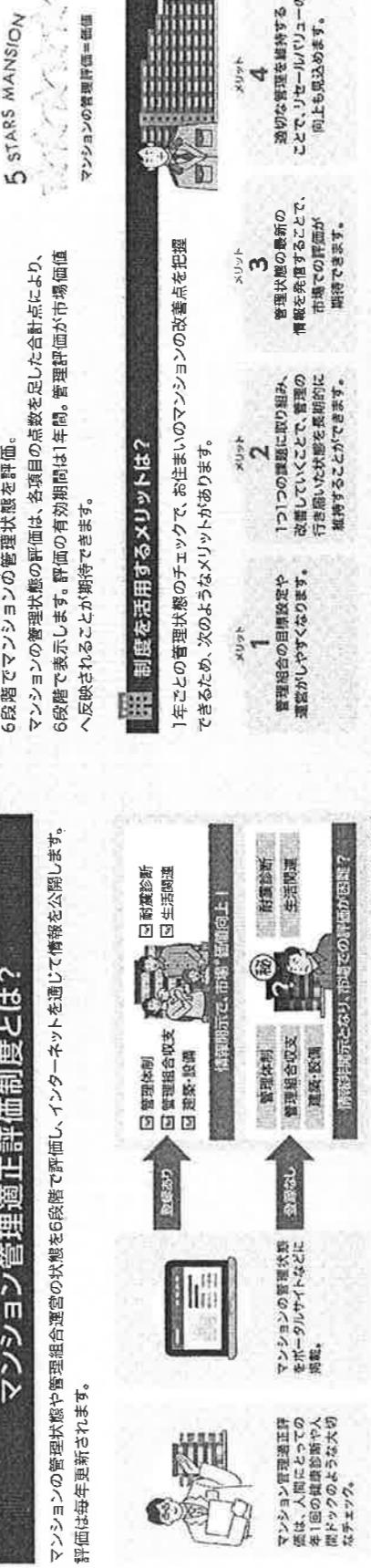
制度を活用するメリットは？



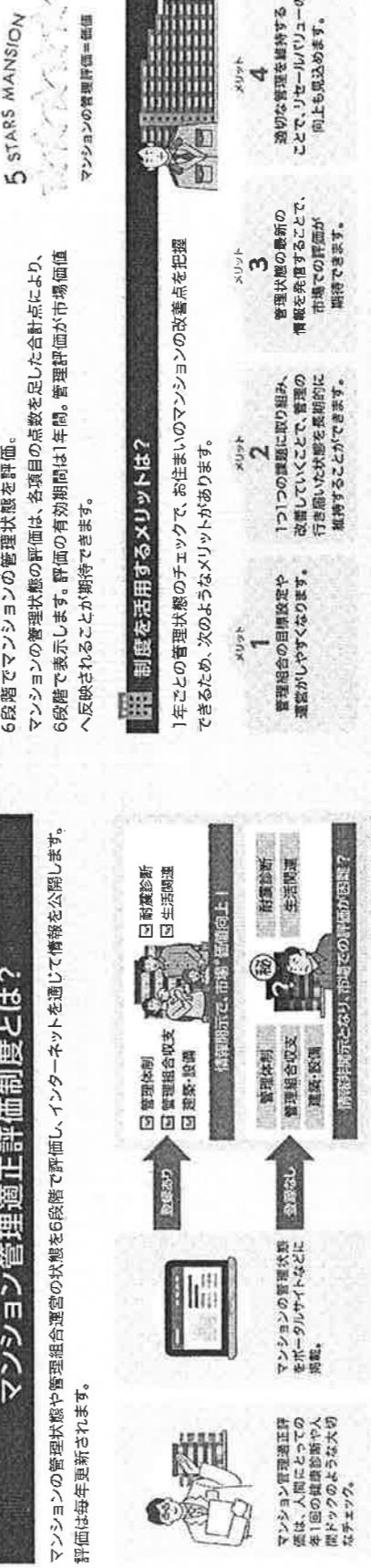
制度を活用するメリットは？



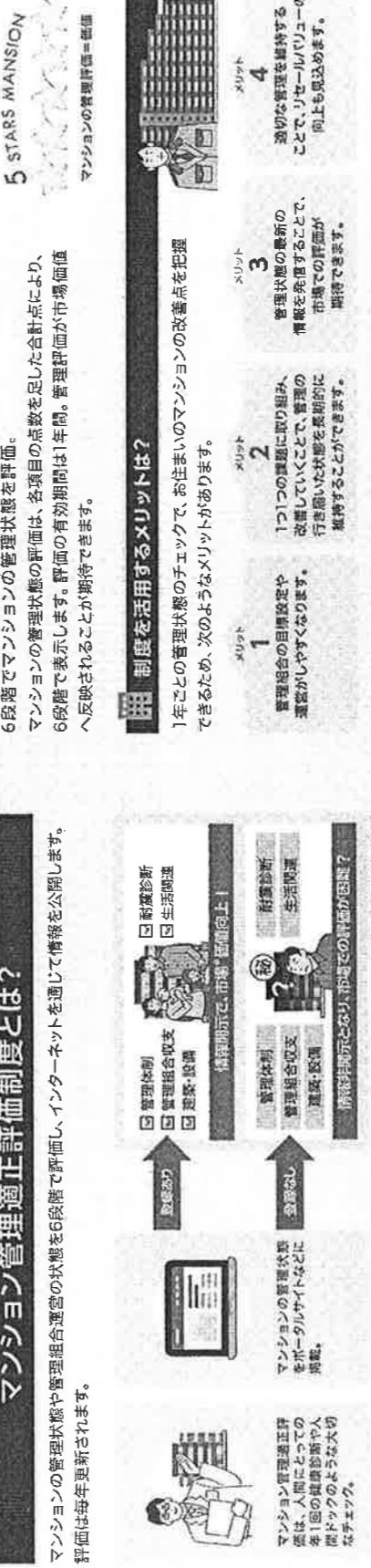
制度を活用するメリットは？



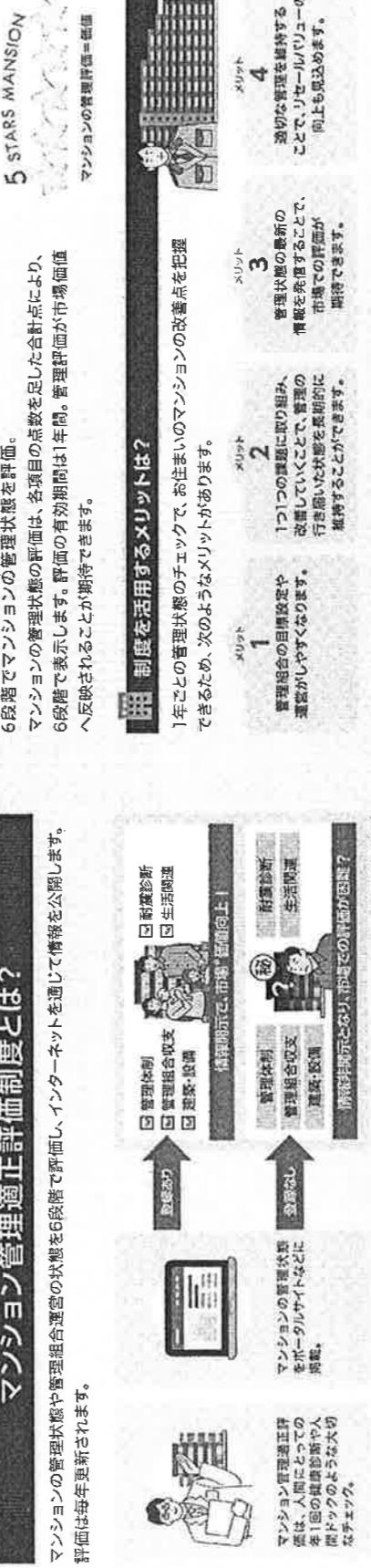
制度を活用するメリットは？



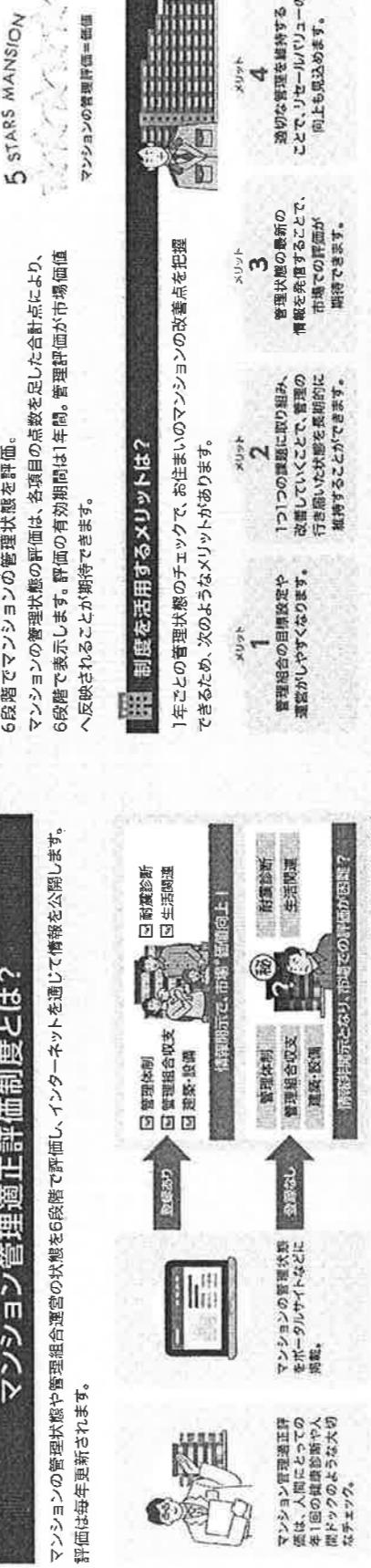
制度を活用するメリットは？



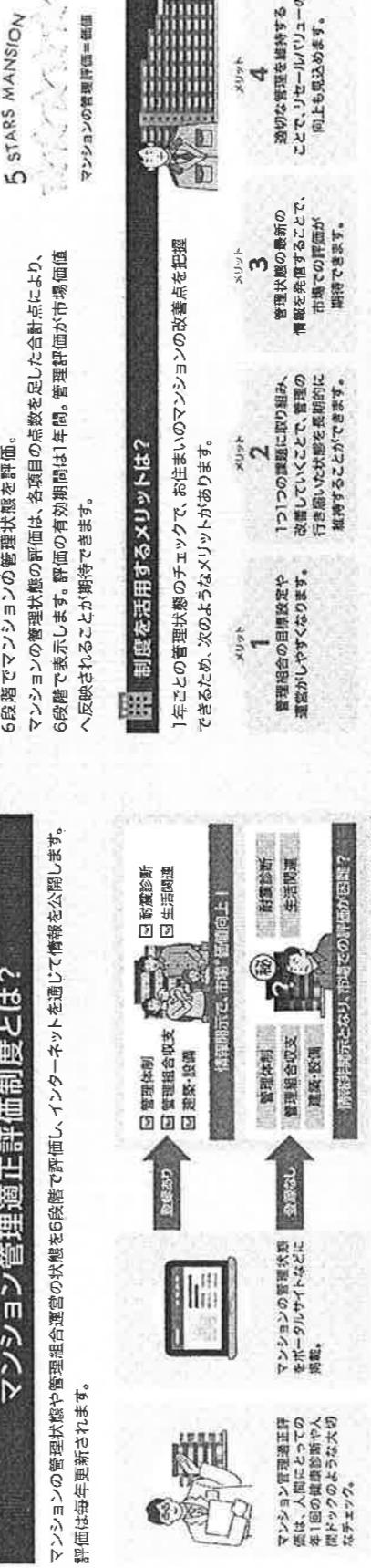
制度を活用するメリットは？



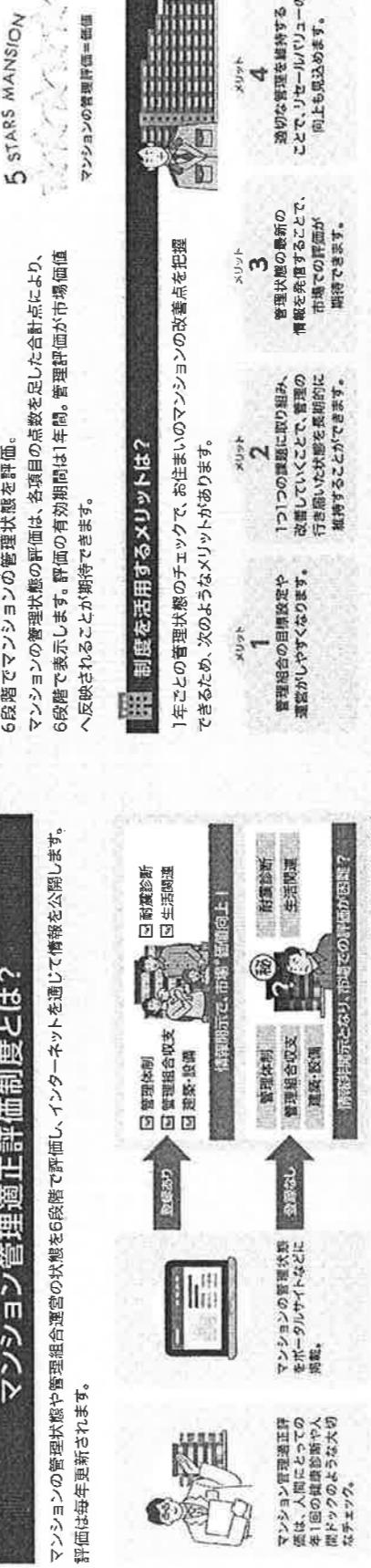
制度を活用するメリットは？



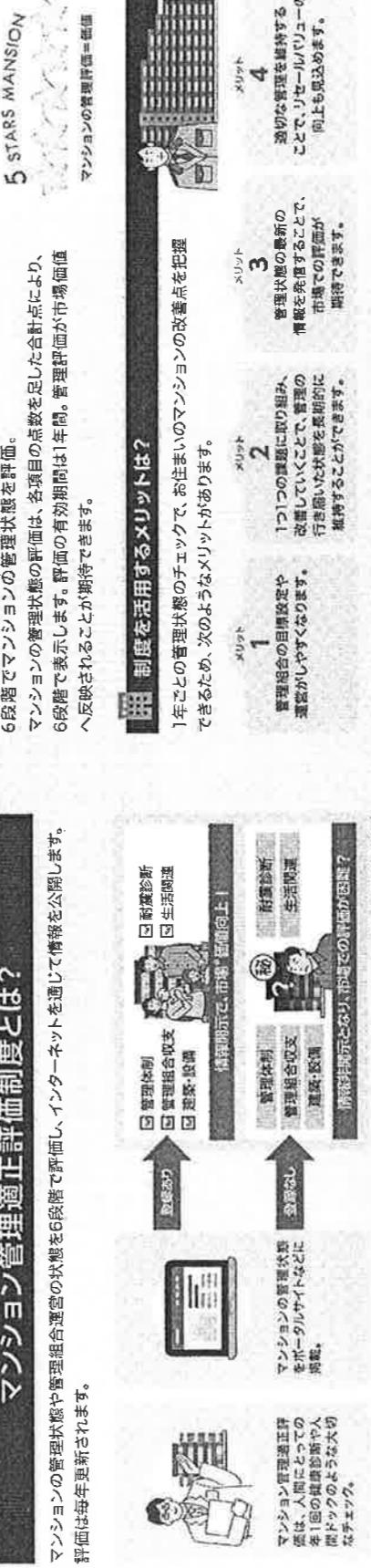
制度を活用するメリットは？



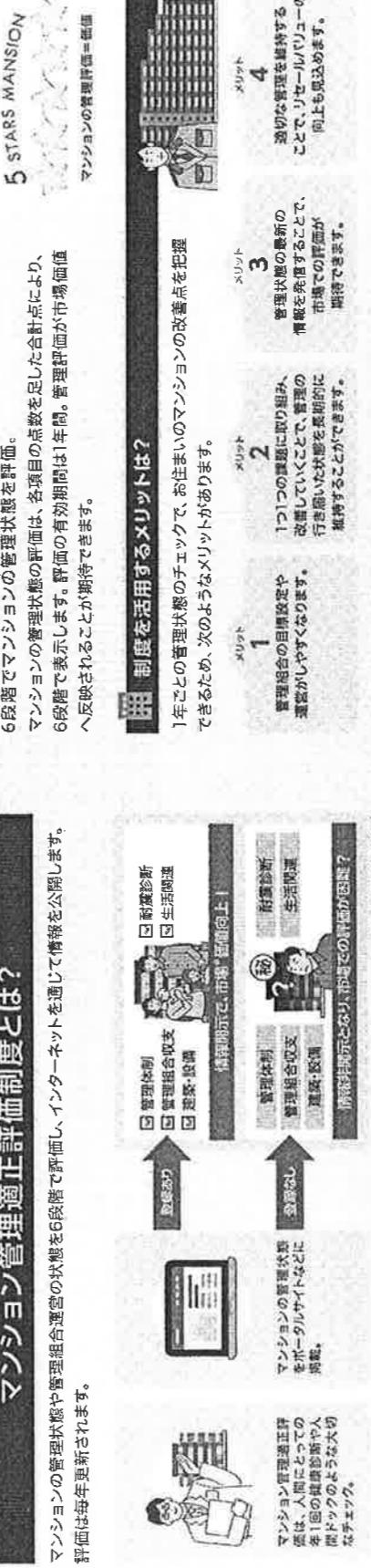
制度を活用するメリットは？



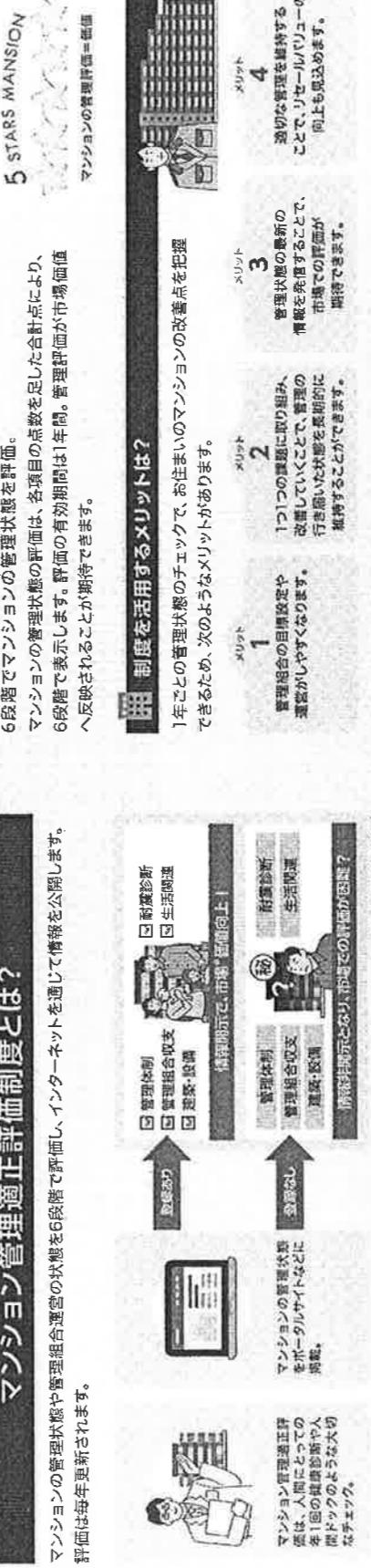
制度を活用するメリットは？



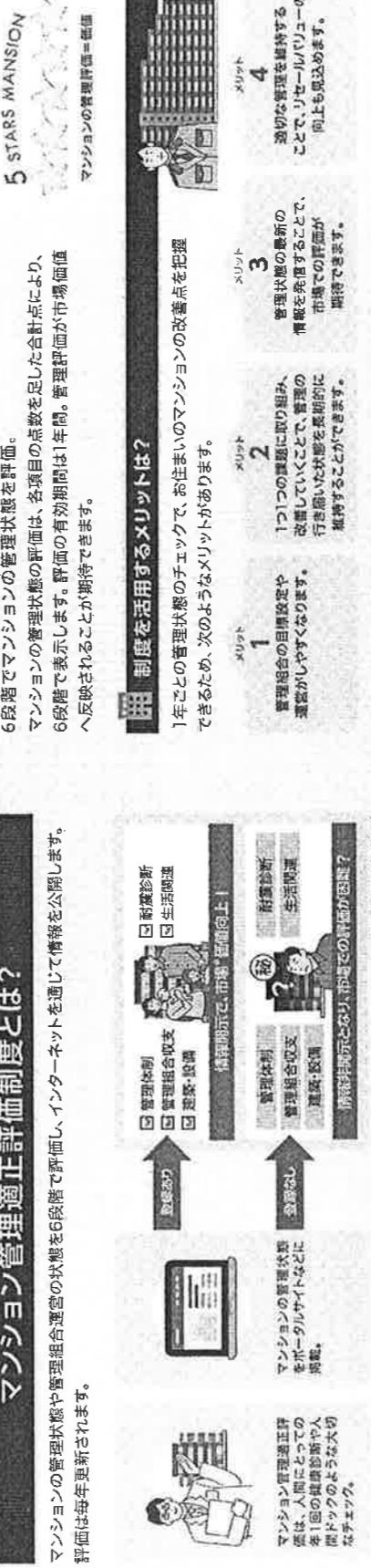
制度を活用するメリットは？



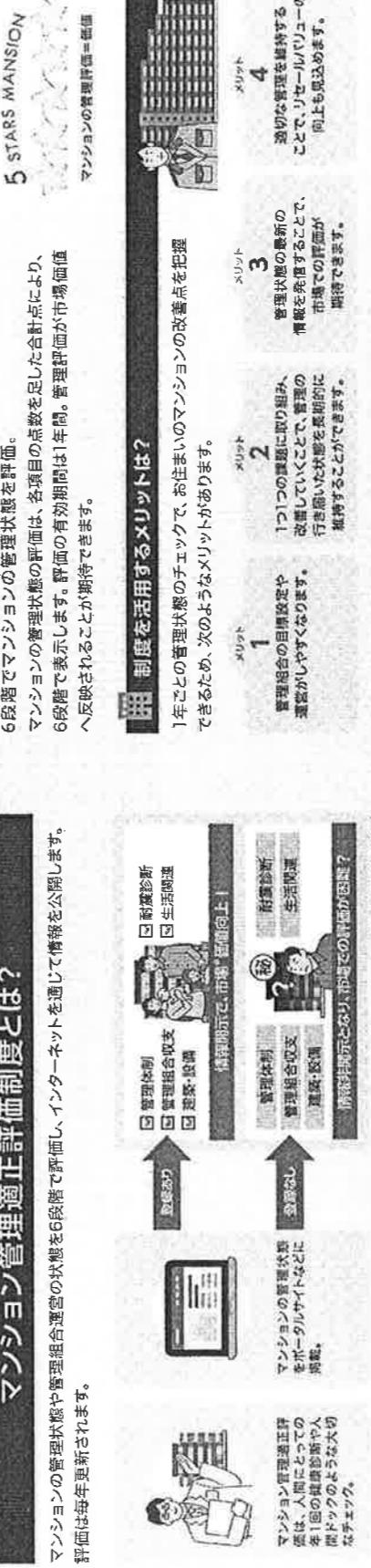
制度を活用するメリットは？



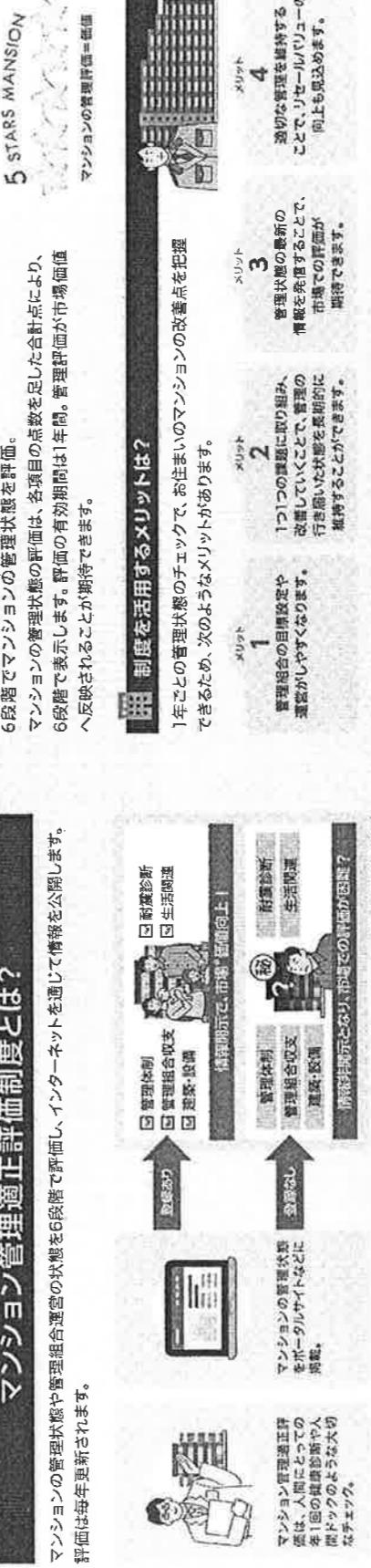
制度を活用するメリットは？



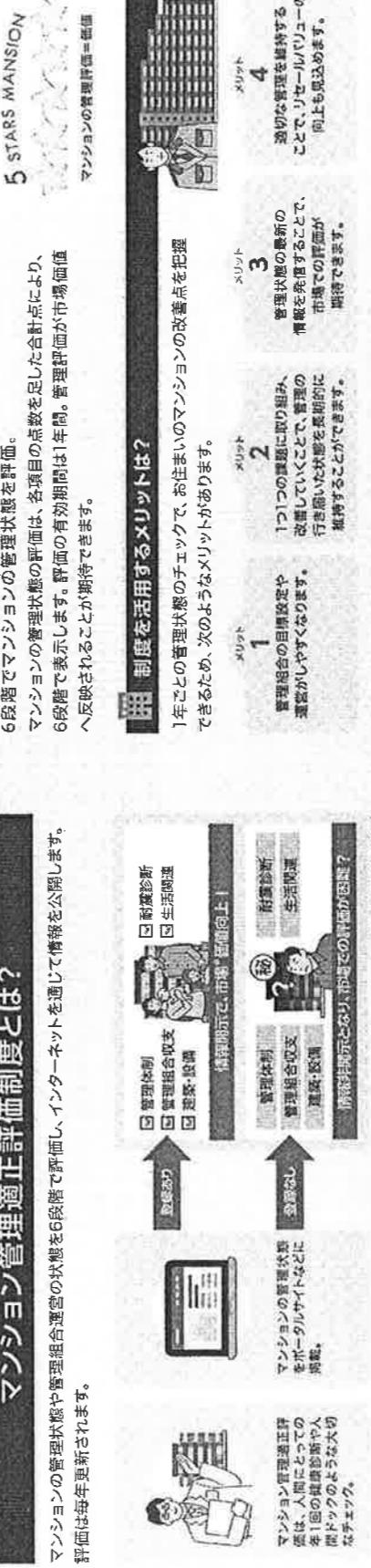
制度を活用するメリットは？



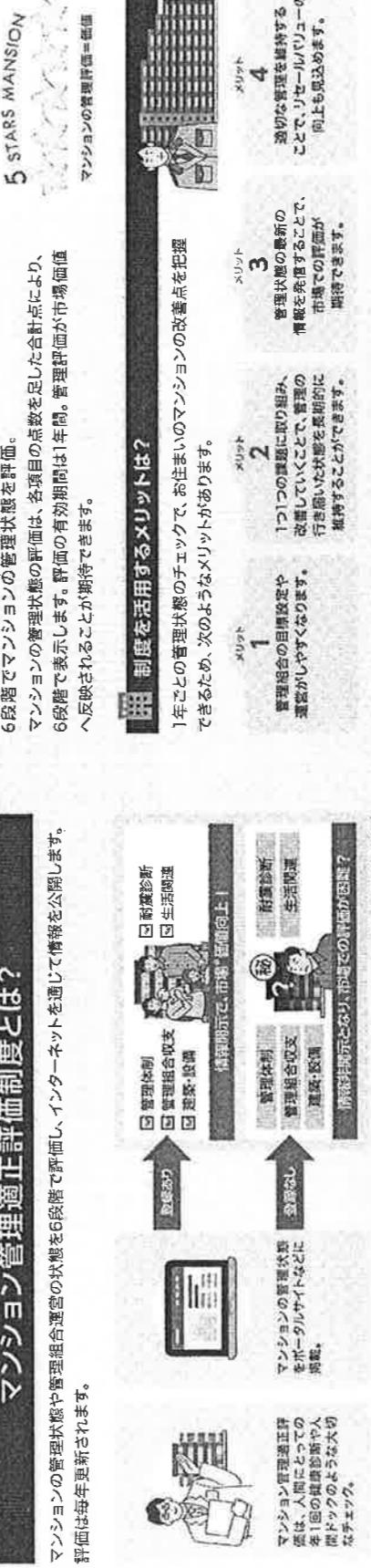
制度を活用するメリットは？



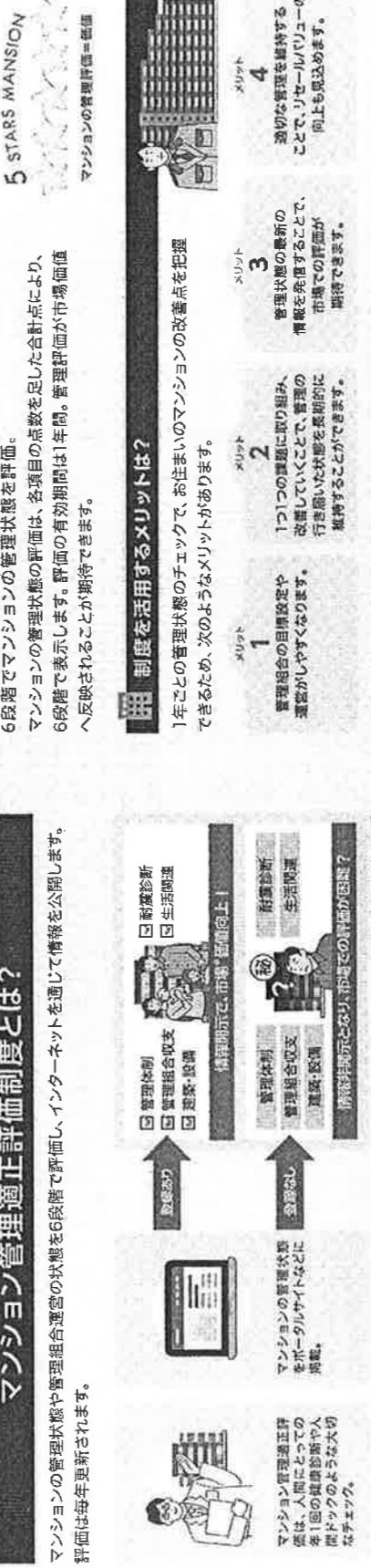
制度を活用するメリットは？



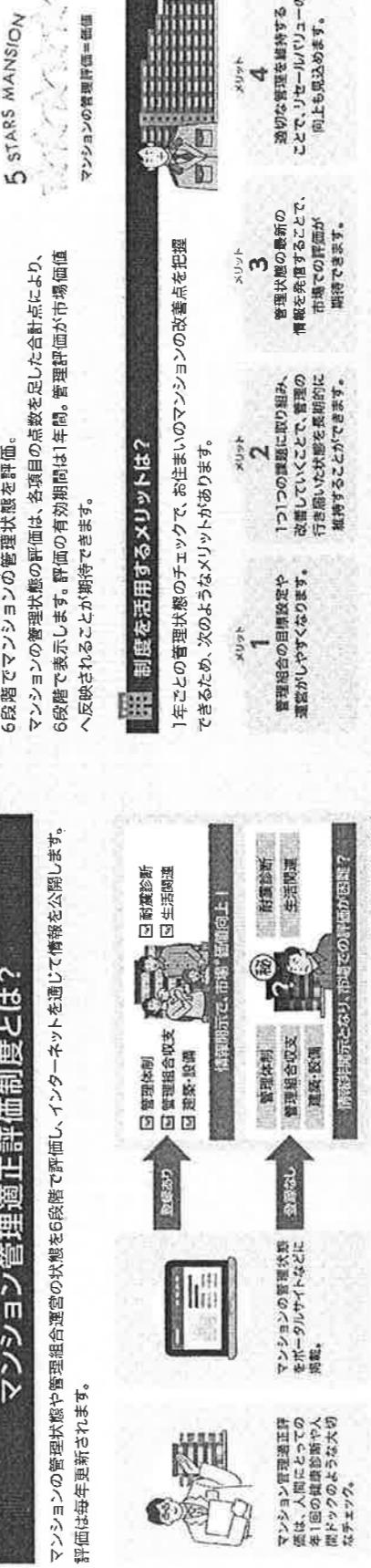
制度を活用するメリットは？



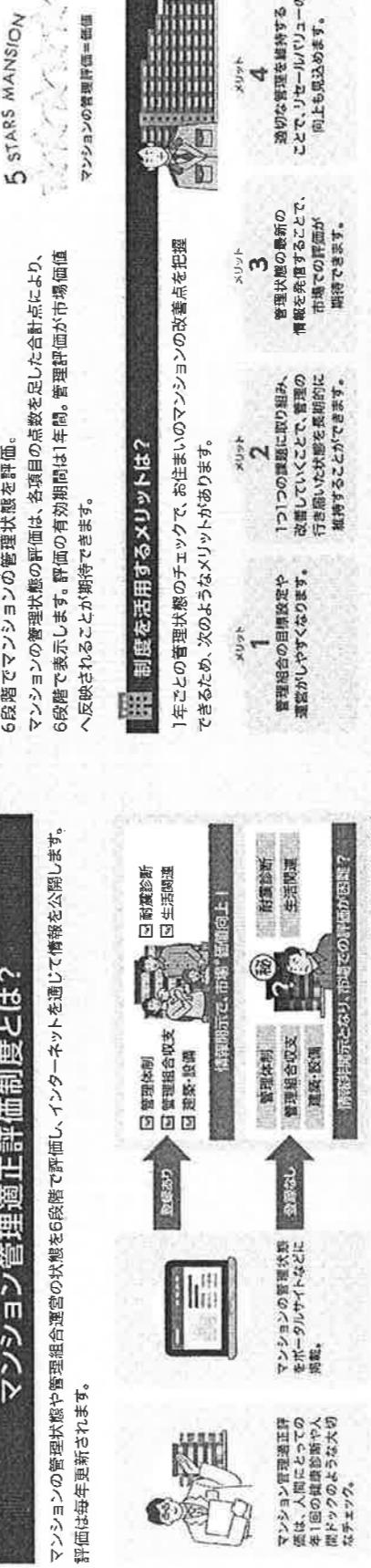
制度を活用するメリットは？



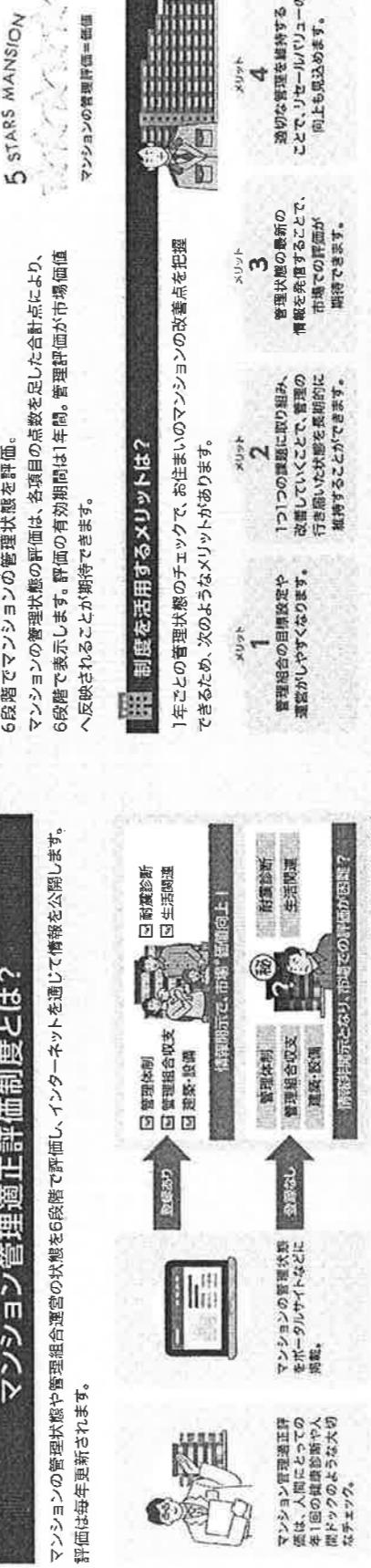
制度を活用するメリットは？



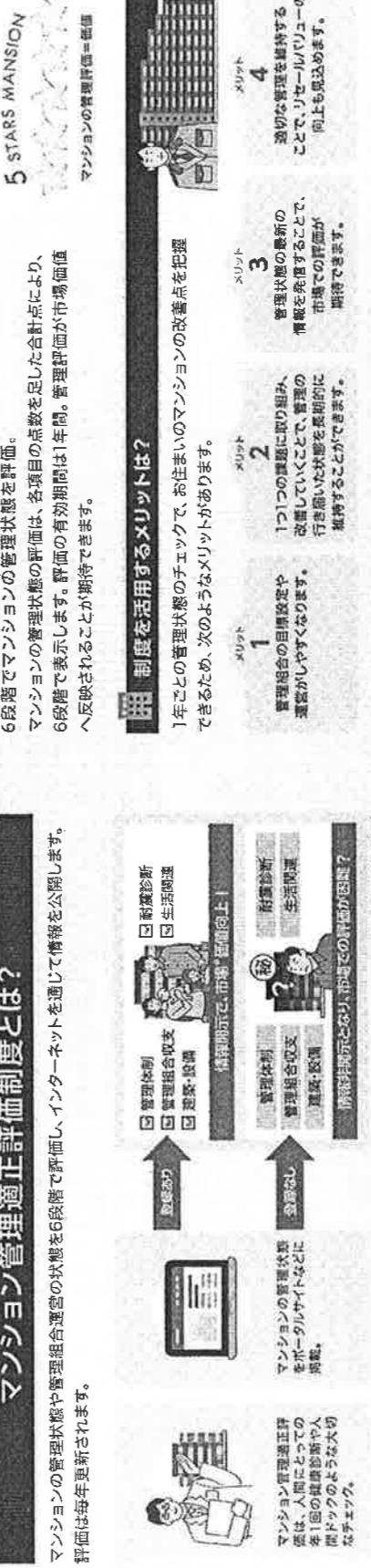
制度を活用するメリットは？



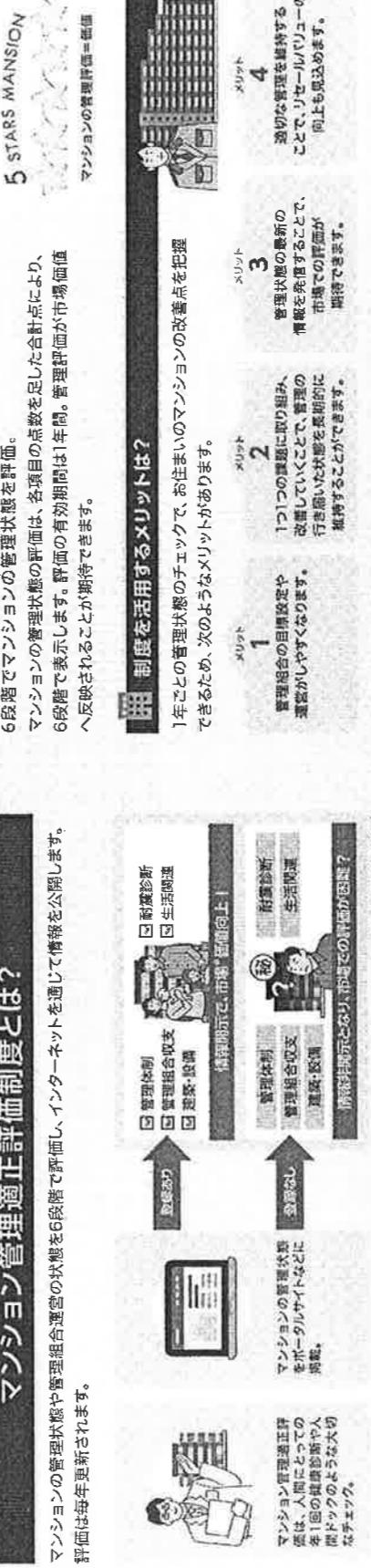
制度を活用するメリットは？



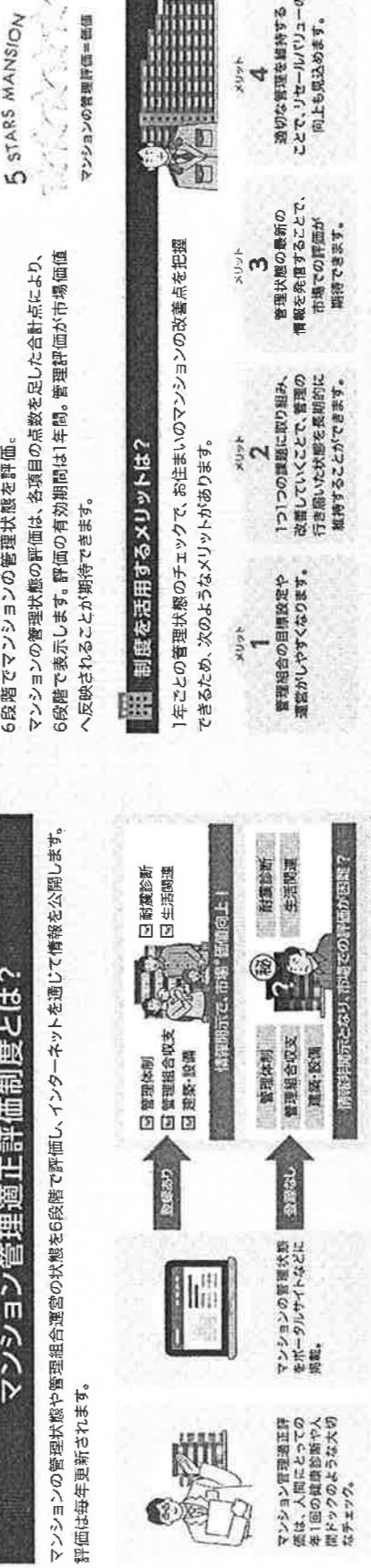
制度を活用するメリットは？



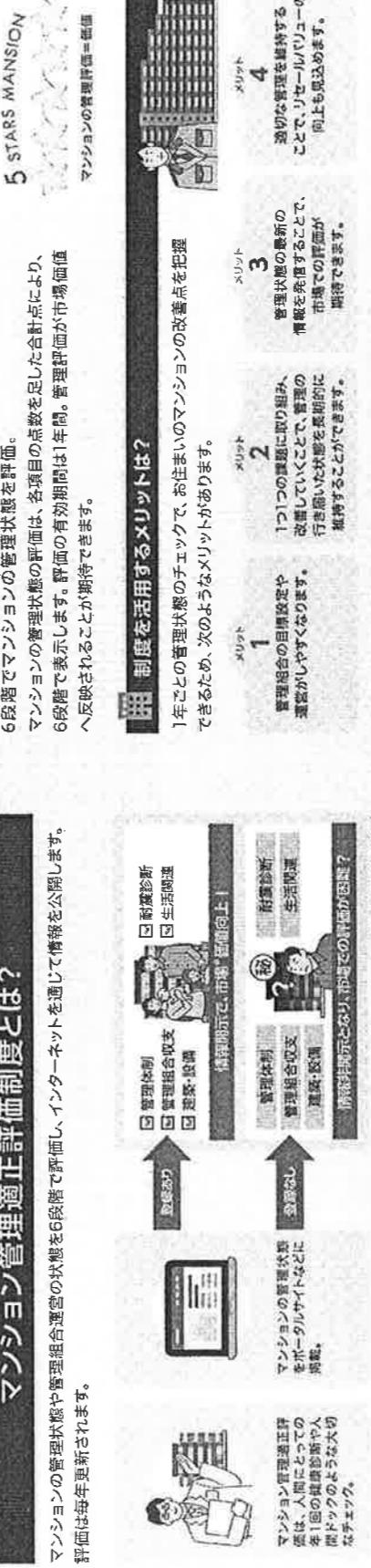
制度を活用するメリットは？



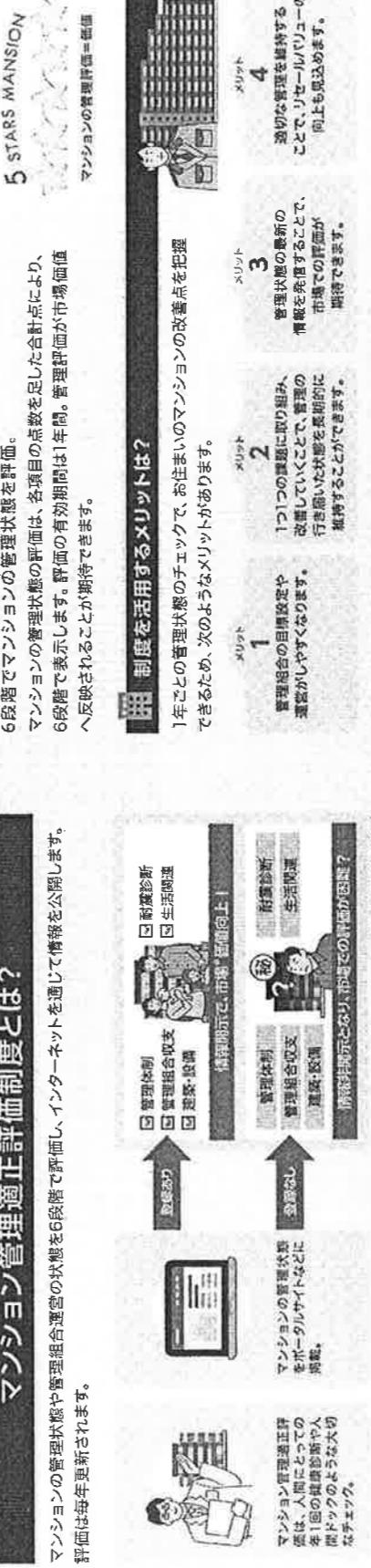
制度を活用するメリットは？



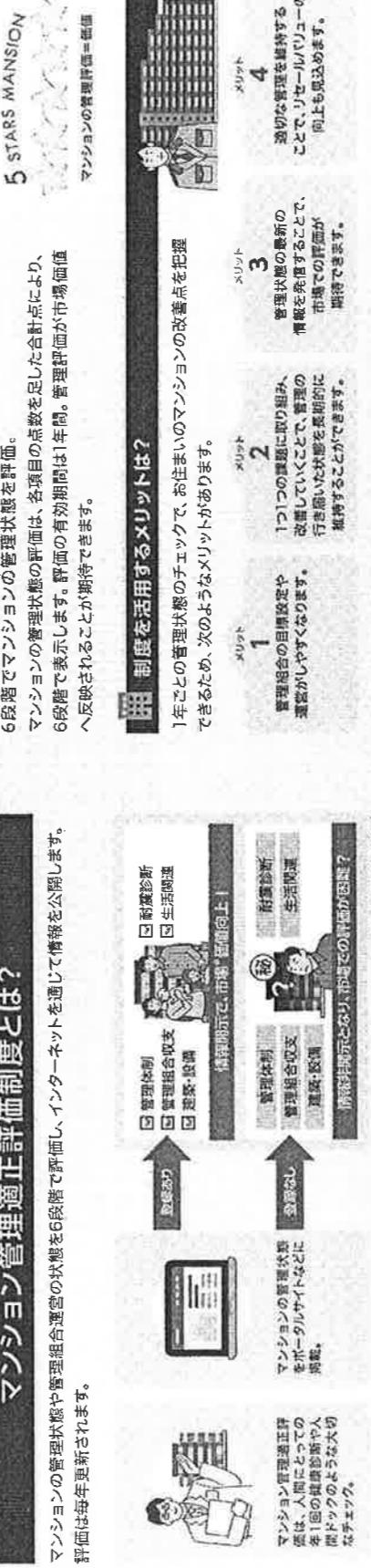
制度を活用するメリットは？



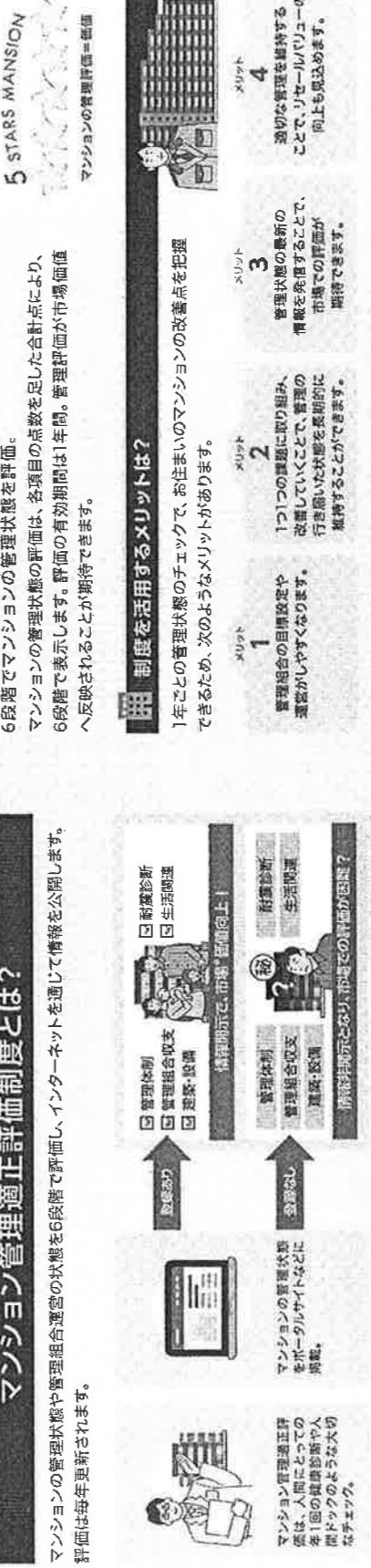
制度を活用するメリットは？



制度を活用するメリットは？



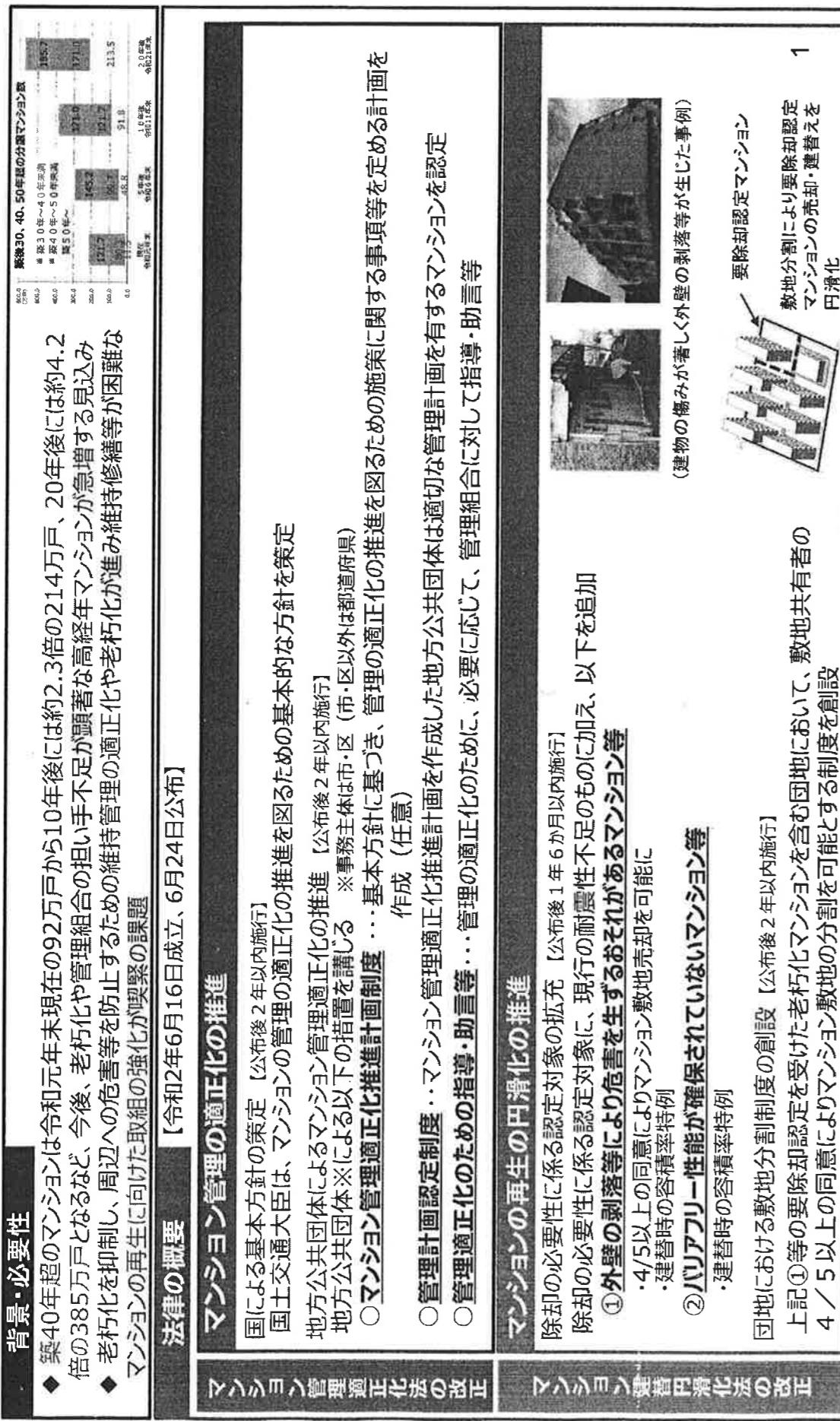
制度を活用するメリットは？



マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律

背景·必要性

令和2年6月16日制定、6月24日公布



法令資料⑯

課題

区分所有法制の見直し

- 今後、老朽化したマンション（区分所有建物）が急増していく見込み
- 特に、建替え等の区分所有建物の増加と区分所有者の高齢化を背景に、相続等を契機として、区分所有建物の高経年区分所有者による高齢化を背景に、相続等を契機として、区分所有建物の所有者不明化や区分所有者の非居住化が進行

※区分所有建物には、マンションのほか、商業ビルや長屋なども含まれる。

- 区分所有建物の管理不全化を招くとともに、老朽化した区分所有建物の再生が困難に
- 被災して大きなダメージを受けた区分所有建物についても建替え等の要件が厳しい上に被災区分所有法に基づく災害指定政令の施行後1年内に決議が必要
- 被災区分所有建物の再生に必要な賛成を得るための時間が足りず、円滑な復興に支障

区 分 所 有 建 物 の 管 理・再 生 の 円 滑 化、被 災 建 物 の 再 生 の 円 滑 化 に 向 け た 区 分 所 有 法 制 の
見直しは、喫緊の課題

決議事項	多数決要件（注1）	決議事項	多数決要件（注1）
共用部分（外壁・通路などの）管理	過半数	団地内の一戸建の建替えに関する承認	一部戸建所有者の5分の4+敷地共有者の4分の3
共用部分や規約の変更	4分の3	団地内建物所有者の5分の4+各権利者若きの各3分の2	団地内建物の一括建替え
建替え	5分の4		
区分所有関係の解消（取扱い、運物と敷地の一括売却など）	全員同意		

決議事項	多数決要件（注1）
被災により全部滅失した場合の再建、敷地売却（政令施行後3年内にする必要）（注2）	5分の4
被災により大規模一部滅失した場合の建物敷地売却、建物取扱い敷地売却、取壟し（政令施行後1年内にする必要）（注2）	5分の4
大規模一部滅失における復旧決議	4分の3

（注1）区分所有者や議決権の総数を分子とする

（注2）被災区分所有法に基づく決議

政府方針

○骨太方針2023（R5.6.16閣議決定）、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（R5.6.16閣議会議決定）

「マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、次期通常国会での区分所有法等の改正案の提出に向け、…検討を進める。」

○成長戦略等のフォローアップ（R5.6.16閣議決定）

「区分所有法制において、マンションの建替え決議での多数決要件を緩和すること等を検討し、2023年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。」

R3.3

R4.9

R5.6

R5.夏

R6.通常国会

研究会において
検討開始

研究会取りまとめ
法制度議会へ諮問

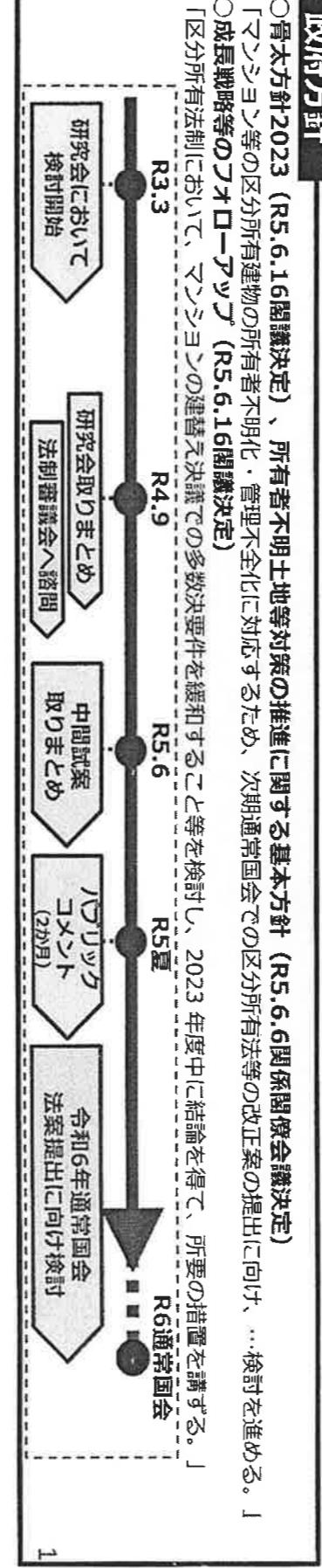
中間試案
取りまとめ

パブリック
コメント
(2か月)

令和6年通常国会
法案提出に向け検討

年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年
戸数	425万戸	442万戸	454万戸	463万戸	463万戸
比率	100.0	101.1	102.2	103.3	103.3

年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年
戸数	40万戸	41.3万戸	42.6万戸	43.9万戸	44.2万戸
比率	100.0	101.3%	102.6%	103.9%	104.2%



区分所有法制の見直し

法務省民事局
令和3年7月

新たな国土強靭化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

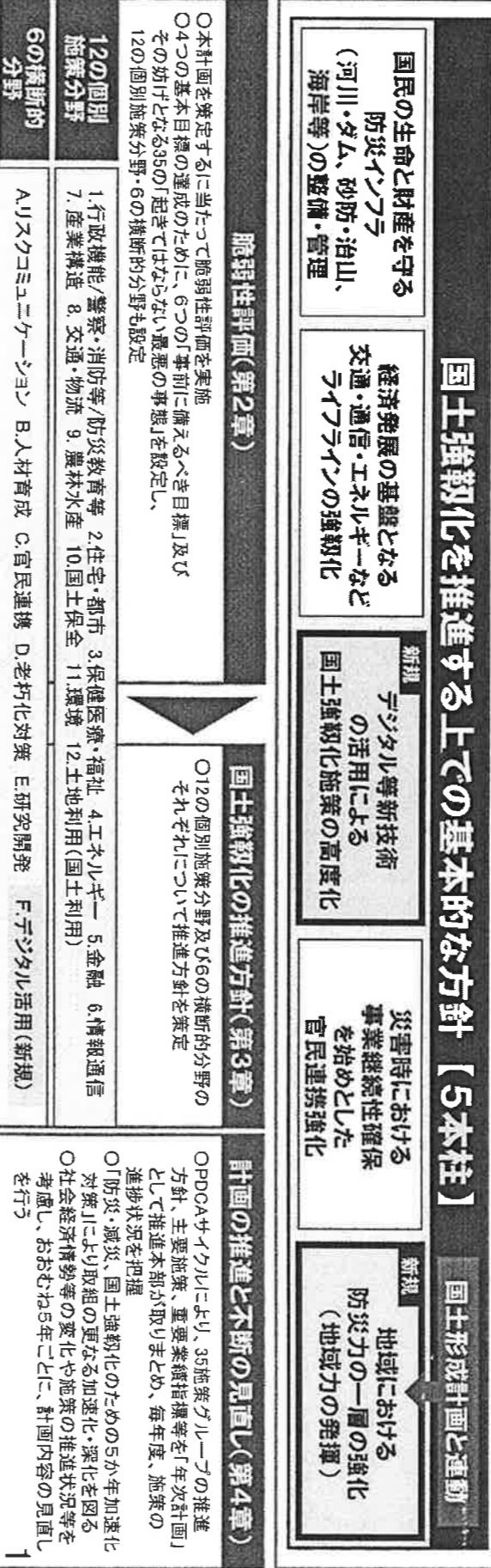
国土強靭化
NATIONAL RESILIENCE

○国土強靭化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靭化の取組を推進

4つの基本目標



法令資料⑯



法令資料⑰

令和5年6月14日制定、6月16日公布

強くしなやかな国民生活の実現を図るために 防災・減災等に資する国土強靭化基本法改正（□=改正部分）

基本理念

国土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が継続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助・共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

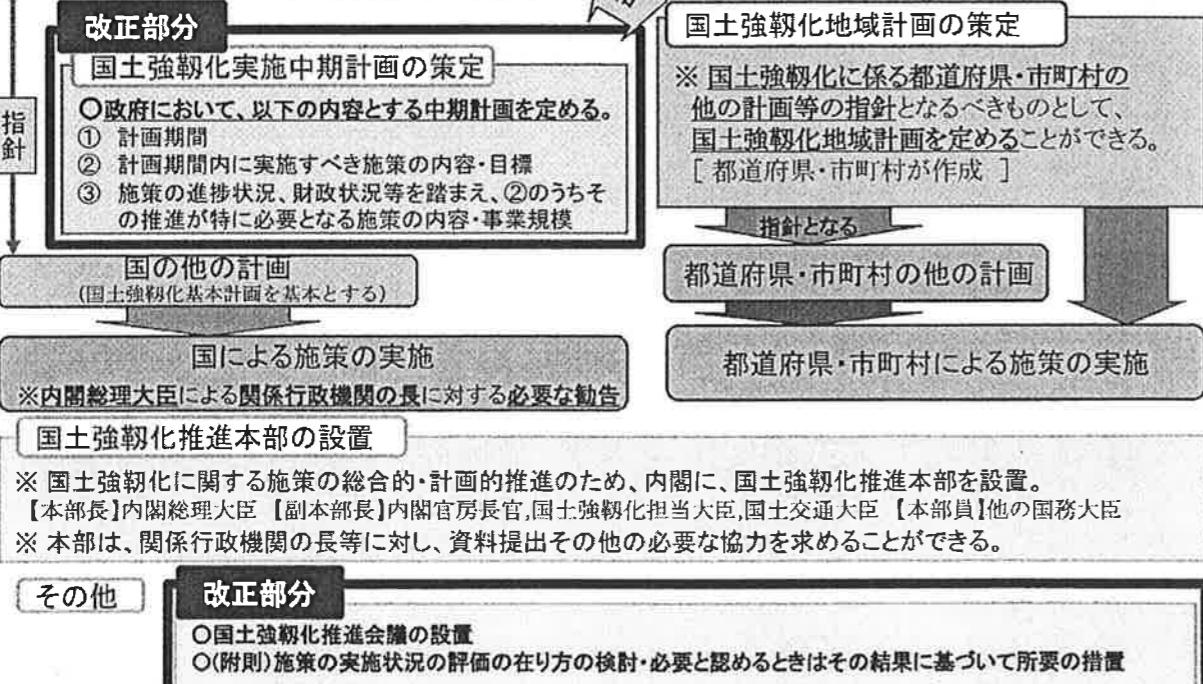
- ・既存社会资本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靭化基本計画の策定

※国土強靭化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化基本計画を定めること。

- 策定手続
 - ◆案の作成（推進本部）
 - ◆閣議決定

○記載事項



※令和5年6月14日成立、同月16日公布・施行。

法令資料⑯

令和5年8月現在

災害対策基本法の概要

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

- 1. 防災に関する理念・責務**
 - 災害対策の基本理念 -「減災」の考え方等、災害対策の基本理念
 - 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 -防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
 - 住民等の責務 -自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等
- 2. 防災に関する組織-総合的防災行政の整備・推進**
 - 国:中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部
 - 都道府県・市町村:地方防災会議、災害対策本部
- 3. 防災計画-計画的防災対策の整備・推進**
 - 中央防災会議:防災基本計画
 - 指定行政機関:指定公共機関、防災業務計画
 - 都道府県・市町村:地域防災計画 ○市町村の居住者等:地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針(対処基本方針)の閣議決定
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受け入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動等)

法令資料⑰

令和3年4月28日制定、5月10日公布

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るために、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔住民アーケード
・避難勧告で避難すると回答した者: 26.4%
・避難指示で避難すると回答した者: 40.0%〕

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

2) 個別避難計画(※)の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者(65歳以上)が占める割合
令和元年東日本台風: 約65% 令和2年7月豪雨: 約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

〔任官の取組として計画の作成が完了している市町村: 約10%
任官の取組として一部の計画の作成が完了している市町村: 約57%〕



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/広域避難に係る居住者等の受け入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするため 大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ



②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置(※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度: 80% ⇒ 2025年度: 100%

公布日: 令和3年5月10日

施行期日: 令和3年5月20日

防災基本計画修正（令和5年5月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

■主な修正項目

- 最近の施策の進展等を踏まえた修正
- 防災基本計画
- 多様な主体と連携した被災者支援
 - ・都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
 - ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
 - ・災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備
- ※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織
- ※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組
- 国民への情報伝達
 - ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
 - ・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
 - ・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進
- デジタル技術の活用
 - ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

日本海溝・千島海溝弧に属する基盤型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

○ 情報（※）の解説・伝達

※ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でMw7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖に備えを！」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。

令和4年に発生した災害を踏まえた修正

<北海道知床で発生した遊覧船事故>

○ 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化

※海上災害対応編の修正

＜トング諸島の火山噴火による津波による潮位変化＞

○ 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要

1. 危険な盛土箇所に関する対策

【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「災害危険性の高い盛土」については、安全性を確保するための対策を早期に実施することが必要。
- 対策に当たっては、行為者等による是正措置を基本としつつ、対応が困難な場合は地方公共団体等が危険箇所対策を実施するとともに、国は地方公共団体等に対して支援していくべき。

【具体的な対応策】

(1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づく行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。

(2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」か否かを確認する必要のある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土袋の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

(3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知等が適切。緊急時の迅速な避難につなげができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。

2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を実効性のあるものとするために、法の施行体制・能力の強化が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底を図っていく必要。

【具体的な対応策】

(1) 新たな法制度の創設

- ① 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総括的な考え方を示すとともに、対応策を総観できる基本方針を策定）
- ② スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に）
- ③ 盛土の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乗せ可）
- ④ 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることが可能に）
- ⑤ 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

(2) 法施行体制・能力の強化

- | | |
|---------------------------------|--|
| ① 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備 | ③ 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有 |
| ② 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施 | ④ 関連事業者（※）の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施
※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者 |

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ① 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画（※1）の徹底等）
- ② 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等（※2）の徹底）
- ③ 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事間利用の促進、優良事例の展開）

※1：元請業者が上工事の搬出先（他の工事現場、廃土処理場等）等を記載した計画

※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、上砂の有効利用や適正処理を促進

(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- ① マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場バトロールの強化等）
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等）

(5) その他の対応

- ① 盛土等の土壤汚染等に係る対応（早期の状況把握等）
- ② 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

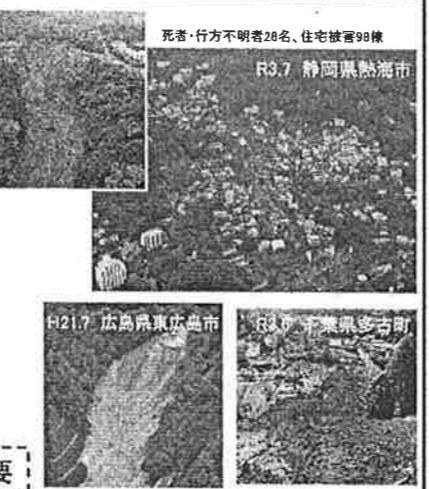
● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

背景・必要性

【公布:R4.5.27 / 施行:公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ 基本的な人的・物的被害(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るために、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法”
※ 國土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
⇒ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○ 規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

人口減を背景に増える空き家への対策を強化するため、國土交通省は「空家対策特別措置法」を改正する方針を固めた。政府関係者への取材でわかった。規定が不十分な物件を新たに「管理不全空き家」として、住宅としての固定資産税の優遇措置を解除し、適正管理や有効活用を促す。23日召集の通常国会への改正法案の提出を目指す。

国交省が新規定

空家対策特別措置法の改正案のポイント

分類 特定空き家(既存)

- ・倒壊や屋根の落下などの恐れ
- ・ごみの不法投棄など
- ・衛生上の問題
- ・景観を損なうなど

分類 管理不全空き家(新設)

- ・今後、指針で定める(敷地に雑草が繁茂している、窓が割れているなどを想定)
- ・適正な管理を指導・勧告
- ・税の優遇措置を解除

住宅が立つ土地には、固定資産税が6分の1に減額されるなどの優遇措置がある。これが老朽空き家を解体して更地にせず、放置する一因とされる。そのため、2015年に

全面施行された空家対策特別措置法は、倒壊の恐れがある空き家などを「特定空き家」と規定。市区町村が修繕や解体を指導しても從事する行政代執行で解体する

ことを可能とした。しかし、全国には別荘や賃貸用などを除く、居住目的のない空き家が約350万戸(2018年)あるとされる一方、これまで市区町村が特定空き家として把握したのは4万戸にとどま

る。うち2万戸は解体や修繕で対応が取られたが、特

定空き家に至らないままで

も、放置すれば管理状態の悪化が見込まれる空き家は20万戸以上ある。

こうした状況を踏まえ、改正法案では、より早い段階で広範に対策を促すた

め、この20年間で1・9倍に増加し、30年には470万戸となると推計される。国交省は改正法の活用により、その数を400万戸程度に抑えることを目標としている。

国交省によると、空き家の活用、管理方法を相談しやすい環境を整えるため、市区町村がNPO法人などを空き家の活用の「支援法人」に指定し、助言する制度も設ける。

合わせて、所有者が空き家の基準は今後、指針で定める。管理不全空き家を規定する。窓が割れたりしているものを想定しており、特定空き家同様に、行政が指導・勧告し、税の優遇措置を解除できることにする。管理不全空き家の基準は今後、指針で定める。

空き家の管理不全是正 改正法案提出へ 税優遇を解除

全国で空き家が増えている。国の調査では、賃貸用などをのぞいて人が長い間住んでいない家は349万戸あり、人口減の時代を迎えると後はさらに増えると見込まれる。売りたくても売れず、管理の費用や手間がかさむといった悩みも。相続放棄などで放置され続けることによる環境の悪化や倒壊などにつながることもあるため、国も対策に乗り出す。

・土地統計調査(2018年)によると、空き家は全

国に849万戸あり、住宅

の総数に占める割合は13.6%。野村総合研究所の予

測では、空き家の取り壊し

が進まない場合、38年には

さらに31.5%に上昇す

る。特に、持ち家率が高い

高齢者になる25年以上、急

増する恐れがある。

別荘や賃貸用の住宅など

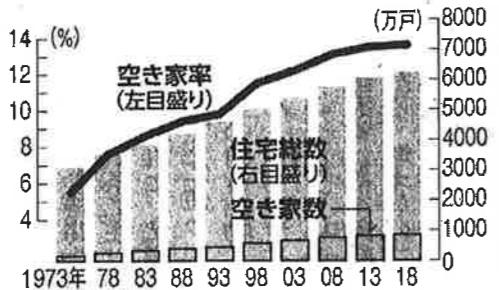
をのぞき、人が長い間住ん

だ。空き家に関する相談など

全国で空き家が増えている。国の調査では、賃貸用などをのぞいて人が長い間住んでいない家は349万戸あり、人口減の時代を迎えると後はさらに増えると見込まれる。売りたくても売れず、管理の費用や手間がかさむといった悩みも。相続放棄などで放置され続けることによる環境の悪化や倒壊などにつながることもあるため、国も対策に乗り出す。

(片山貴也)

▼2面実家の終活300万円



長期無人349万戸 売れず相続されず

空き家増加立ち往生

重要土地等調査法の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)

目的/基本方針の閣議決定 等

- 目的(第1条)：重要施設(防衛関係施設等)及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- 基本方針(第4条)：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(経済的・社会的観点から留意すべき事項を含む。)
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項(勧告及び命令に係る行為の具体的な内容に関する事項を含む。)
- 留意事項(第3条)：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域(第5条)

- 重要施設の周辺：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設^{※1}の周辺^{※2}の区域について、告示で個別指定。
※1 生活関連施設：原子力関係施設と空港(自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設)から選定。
※2 施設の敷地周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域(第12条)

- 特定重要施設：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例) 司令部機能、警戒監視・情報機能を有する防衛関係施設等
- 特定国境離島等：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例) 無人の国境離島

調査(第6条)

(注視・特別注視区域共通)

- 対象 土地及び建物の所有者、賃借人等
- 事項
 - ・所有者等：氏名、住所、国籍等(第7条)
 - ・利用状況

手法

- ・現地・現況調査
- ・不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
- ・所有者等からの報告徴収(第8条)(刑事罰あり)
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

事前届出(第13条)(特別注視区域のみ)

対象 土地等の所有権移転等(売り手・買い手/刑事罰あり)

※ 200m以上の取引に限定。

届出事項 氏名、住所、国籍等

利用規制(注視・特別注視区域共通)

他法令に基づく措置(第21条)

機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令(第9条)(刑事罰あり)

・国による損失の補償(第10条)

国への買入れの申出(第11条)

国による買取り(注視・特別注視区域共通)

国による土地等の買取り(第23条)

※ 国の努力義務

その他

●「土地等利用状況審議会」の設置(第14~20条)

:生活関連施設に係る政令の制定・改廃、区域の指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。

●施行日(附則第1条) : 基本方針、審議会等

⇒ 令和4年6月1日

区域の指定、調査、利用規制、事前届出等 ⇒ 令和4年9月20日

●見直し(附則第2条)

:法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

「平和安全法制」の構成

整備法
(一部改正を東ねたもの)

平和安全法制整備法: 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法

2. 国際平和協力法

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更
重要影響事態等に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

4. 船舶検査活動法

重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

5. 事態対処法

武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に関する措置に関する法律

7. 特定公共施設利用法

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

8. 海上輸送規制法

武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

9. 捕虜取扱い法

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

10. 国家安全保障会議設置法

新規制定(1本)

国際平和支援法: 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

2

洋令附録②-1

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本(附則による処理 12ページ参照)

洋令附録②-2

「平和安全法制」主要事項の一覧

平和安全法制整備法

1. 自衛隊法の改正

- ・在外邦人等の保護措置
- ・米軍等の部隊の武器等の防護
- ・平時ににおける米軍に対する物品役務の提供の拡大
- ・国外犯処罰規定

5. 事態対処法の改正

- ・存立危機事態の名称、定義、手続等の整備
(事態対処法)

- ・存立危機事態に對処する自衛隊の任務としての位置付け、
行動、権限等(自衛隊法)

2. 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)
・我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における
米軍等への支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にする
ための目的規定の見直し
・日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外
の外国軍隊等に対する支援活動を追加
・支援メニューの拡大

3. 船舶検査活動法の改正

- ・周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正
- ・国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な
場合の船舶検査活動の実施

4. 国際平和協力法の改正

- ・国連PKO等において実施できる業務の拡大(いわゆる安全
確保、駆け付け警護)、業務に必要な武器使用権限の見直し
・国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活
動の実施

国際平和支援法: 国際社会の平和及び安全の確保のために共同して對処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施

3

20

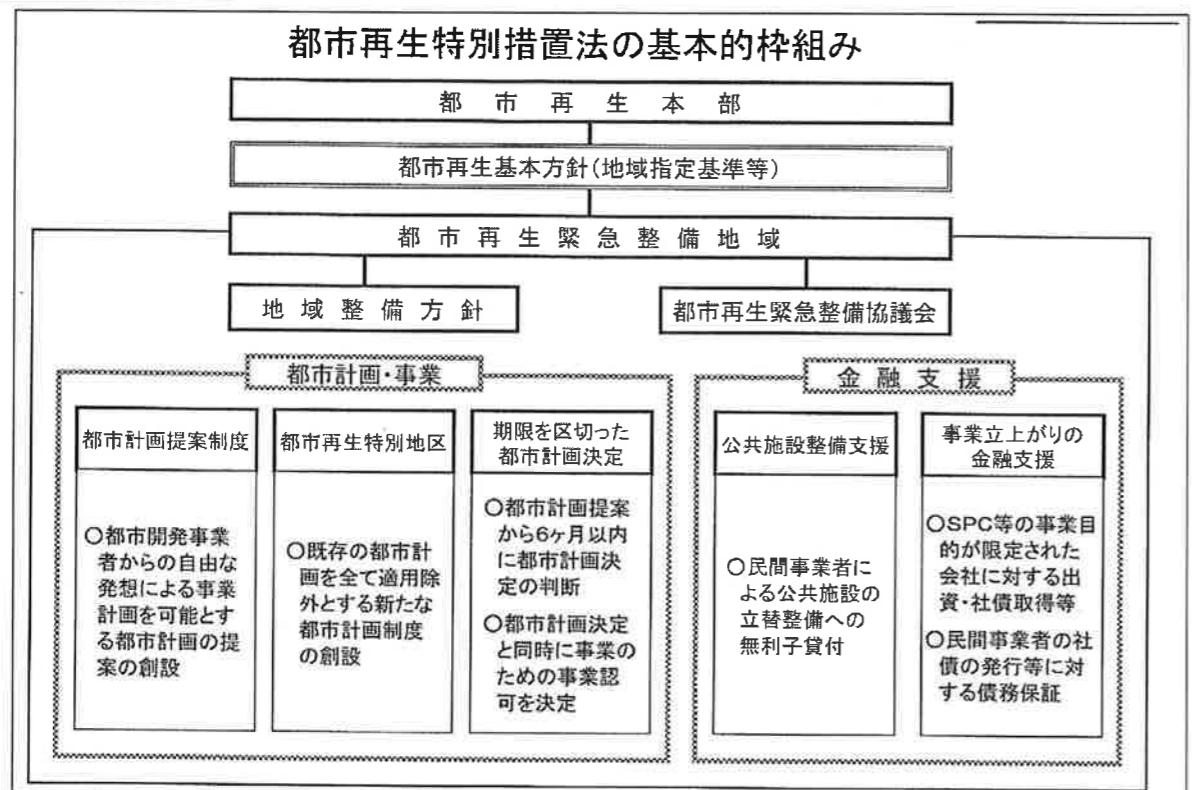
19

第2編 都市再生特別措置法の制定とその後の改正 資料

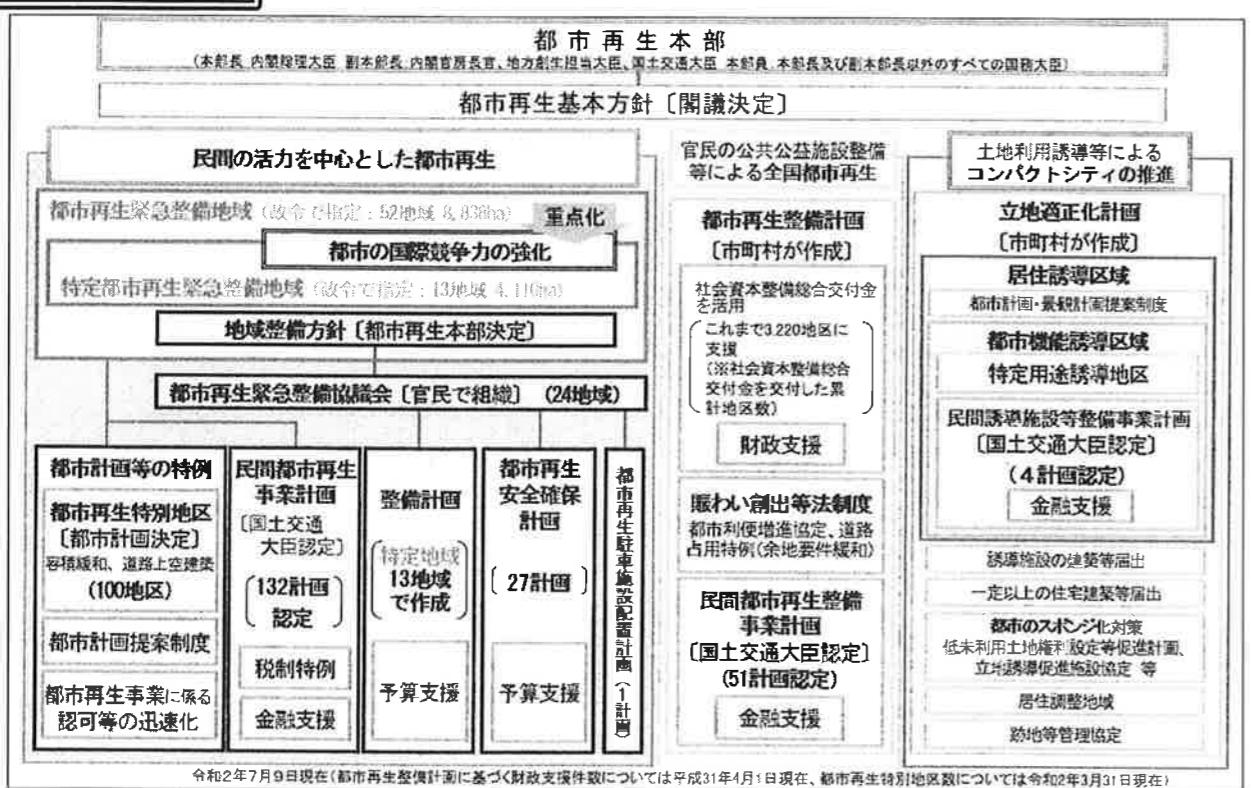
(第2編 法令資料①～⑨)

法令資料①

都市再生特別措置法の基本的枠組み（平成14年創設時）



法令資料② 都市再生特別措置法の基本的枠組み(令和2年7月現在)



法令資料③

都市再生特別措置法の平成 17 年改正、平成 19 年改正、平成 21 年改正、平成 23 年改正、平成 24 年改正の概要

表1 都市再生特別措置法のH17年改正・H19年改正・H21年改正・H23年改正・H24年改正の概要

改正の概要	
H17年 改正	<p>①都市再生整備計画の区域内において都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。</p> <p>②民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市開発事業の施行に要する費用の一部に対して出資等を行うことができる。</p>
H19年 改正	<p>①都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限をH24.3.31まで延長</p> <p>②独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約を締結する期限をH22.3.31まで延長</p> <p>③市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を組織することができ、市町村が都市再生整備計画を作成しようとするときは、市町村都市再生整備協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>④市町村長は、都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対して助成等を行う特定非営利活動法人又は公益法人を都市再生整備推進法人として指定することができ、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。</p>
H21年 改正	<p>①金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設</p> <p>②歩行者デッキや地下通路等を地権者等により適切に整備・管理するための地域のまちづくりルールについて、第三者が新たに土地等を取得して当該地域の地権者等となった場合にも適用することを可能とする歩行者ネットワーク協定制度の創設</p> <p>③中心市街地活性化や歴史まちづくりなど、国として特に推進すべき施策に関して、まちづくり交付金の交付率を40%から45%に引き上げ</p>
H23年 改正	<p>①特定都市再生緊急整備地域制度の創設</p> <p>②都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域（特定地域）として政令で定める。</p> <p>③整備計画の作成及びその実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備協議会は、整備計画を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。 ・整備計画に記載された都市開発事業等の実施のために必要な都市施設等に関する都市計画には、施行予定期並びに施行予定期である期間を定めることができる。 ・整備計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取り、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。 ・協議会は、整備計画に一定の許認可等を要する都市開発事業等を記載しようとするときは、許認可等権者の同意を得ることができ、当該整備計画が公表されたときは、当該都市開発事業等の実施主体に対する許認可等があつたものとみなす。 <p>④国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならない。</p> <p>⑤特定地域内の都市再生特別地区において位置付けられた建築物等の敷地として併せて利用する都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築物等を建築できる。</p> <p>⑥都市再生事業等の推進（国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行う。）</p> <p>⑦都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設</p> <p>⑧道路占用許可基準の特例</p> <p>道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可について、無余地性の基準（道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること）の適用を除外</p> <p>⑨都市利便増進協定制度の創設</p> <p>⑩都市再生整備推進法人制度の拡充（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加）</p> <p>⑪民間都市再生事業計画の認定の申請期限をH29.3.31まで延長</p>
H24年 改正	<p>①都市再生特別措置法の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを明示</p> <p>②都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成</p> <p>③都市再生安全確保計画に係る特例</p> <p>④認定等に係る手続の特例</p> <p>協議会は、都市再生安全確保計画に一定の認定等を要する建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、認定等権者の同意を得ることができ、当該都市再生安全確保計画が公表されたときは、これらの認定等があつたものとみなす。</p> <p>⑤容積率の特例</p> <p>都市再生安全確保計画に記載された事項に係る一定の都市再生安全確保施設の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。</p> <p>⑥都市公園の占用の許可の特例</p> <p>協議会が公園管理者の同意を得て都市公園に設ける一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載した都市再生安全確保計画が公表された後、2年以内に当該都市再生安全確保施設の占用の許可の申請があつた場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をする。</p> <p>⑦都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設</p>

法令資料④

都市再生特別措置法等の平成26年改正の概要

表1 都市再生特別措置法等の平成26年改正の概要

趣旨

住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置を講ずる。

背景

我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。この課題に対応するためには、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援することが必要である。

都市再生特別措置法の改正の概要

(1) 立地適正化計画

- ① 市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るために、立地適正化計画を作成することができる。
② 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね以下の事項を定める。
 - ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
 - ・居住誘導区域及び居住誘導区域に居住を誘導するために市町村が講すべき施策
 - ・都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）及び誘導すべき施設並びに当該施設の立地を誘導するために市町村が講すべき施策

(2) 都市機能誘導区域

- ① 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を整備する民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が出資等の支援を行うことができる。
- ② 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設についての容積率及び用途の制限を緩和する特定用途誘導地区を都市計画に定めることができる。
- ③ 都市機能誘導区域外における誘導すべき施設の建築を事前届出・勧告の対象とする。

(3) 居住誘導区域

- ① 居住誘導区域において一定規模以上の住宅整備事業を行おうとする者は、都市計画の提案を行うことができる。
- ② 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築を事前届出・勧告の対象とともに、必要に応じて、一定規模以上の住宅等の建築を開発許可の対象とする居住調整地域を都市計画に定めることができる。

建築基準法の改正の概要

特定用途誘導地区内に誘導すべき施設について容積率及び用途の制限を緩和する。

都市計画法の改正の概要

特定用途誘導地区及び居住調整地域は、市町村が都市計画に定める。

法令資料⑤

立地適正化計画（都市再生特別措置法の平成26年改正で創設）

表2 立地適正化計画

【立地適正化計画】（都市再生特別措置法 81条）

- 商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るために、立地適正化計画を作成することができる。
 - 立地適正化計画は、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マースタープランの高度化版である。
 - 立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載する。
- 【区域】（必須事項）
- ・ 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本となる。
 - ・ また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。
- 【基本的な方針】（必須事項）
- ・ 計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましい。

【立地適正化計画に設定する区域】

都市機能誘導区域（都市再生特別措置法 81条2項3号）

- 区域の設定（必須事項）
- ・ 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
- 誘導施設（必須事項）
- ・ 誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）である。

居住誘導区域（都市再生特別措置法 81条2項2号）

- 区域設定（必須事項）
- ・ 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

跡地等管理区域（都市再生特別措置法 81条8項）

- 区域の設定（任意事項）
- ・ 空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域

駐車場配置適正化区域（都市再生特別措置法 81条5項1号）

- 区域の設定（任意事項）
- ・ 歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域

法令資料⑥

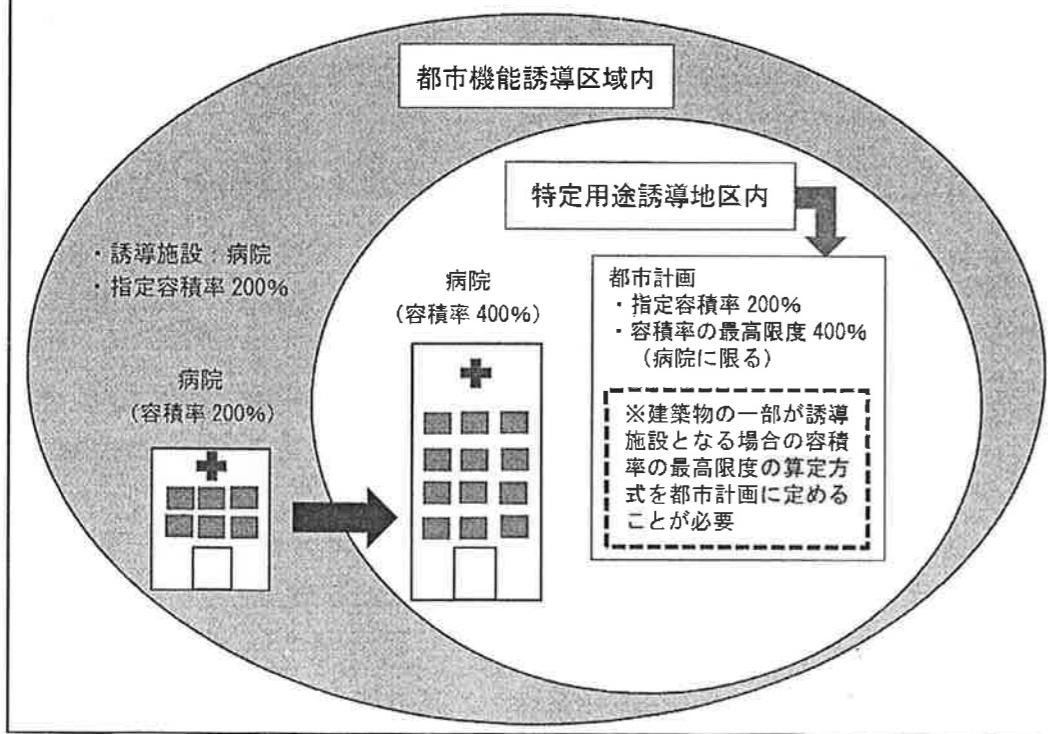
特定用途誘導地区（都市再生特別措置法の平成26年改正で創設）

表3 特定用途誘導地区

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従来通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地区である。
- 都市機能誘導区域内で、都市計画に、特定用途誘導地区（都市再生特別措置法109条）を定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和。
- 例えば、老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用することが想定される。

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項

- ・都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項
- ・建築物等の誘導すべき用途
 - 市町村が、国土交通大臣の承認を得て、条例を定めることにより、用途地域による用途制限を緩和
- ・建築物等の全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度
 - 用途地域による指定容積にかかわらず、誘導施設を有する建築物については、この容積率を適用
- ・建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合のみ）
 - 地区内のすべての建築物について、高さ制限を適用



法令資料⑦

都市再生特別措置法等の平成28年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

<予算関連法律>

都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- ◆ 大都市については、我が国経済の牽引役として、グローバルな経済圏の中心となり、世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むため、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上が必要。
…「日本再興戦略」改訂2015(閣議決定)に、都市再生制度見直しを速やかに行うよう位置付け
- ◆ 地方都市については、人口減少、少子高齢化の進展、深刻な財政制約等の条件下で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、更なる地方創生の推進が課題。
- ◆ 高度成長期に大量に建設された住宅団地の老朽化が進んでおり、住宅団地の再生も喫緊の課題。

法案の概要

国際競争力・防災機能強化

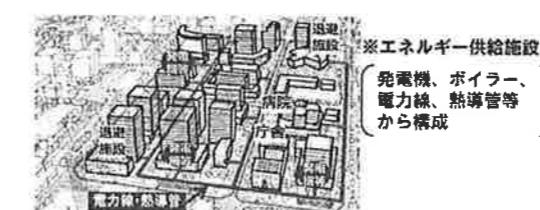
【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長（→平成34年3月31日まで）
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施

- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加
※民間都市開発推進機構による支援

【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度の創設（承継効付き）



コンパクトで賑わいのあるまちづくり

【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設

- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区的追加など市街地再開発事業の実行要件を見直し



【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度の創設
- 賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクリングポート等）を都市公園の占用許可対象に追加



【住宅団地の再生】

【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を実行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2／3合意での事業推進を可能とする。



都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るために制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

法令資料⑧

都市再生特別措置法等の平成30年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(平成30年4月25日公布)

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心とした開発意欲をコントロール
⇒ 人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

都市のスponジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスponジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象
- 空き地(個人所有の宅地等に限る)は約44%増(約681km²→約981km²:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

- ・生活利便性の低下
- ・治安・景観の悪化
- ・地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ スponジ化が一層進行する悪循環

要因と対策のコンセプト

- ・地権者の利用動機の乏しさ
→ 低未利用地のまま放置
- ・「小さく」散在する低未利用地の使い勝手の悪さ



- 行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)
- 地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)
- 官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」「未来投資戦略2017」「新しい経済政策パッケージ」「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスponジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

法案の概要

都市のスponジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
- 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成

※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能

(税)登録免許税・不動産取得税の軽減



- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加

(税)所得税等の軽減

土地区画整理事業の集約換地の特例

- 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保

(予算)都市開発資金貸付け
(予算)都市開発資金の貸付けに関する法律

- 市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

【目標・効果】

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を質く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現

(KPI)・ 低未利用土地権利設定等促進計画の作成:約35件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:15件])

・ 立地誘導促進施設協定の締結:約25件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:10件])

⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合:7割以上

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計

法令資料⑨

都市再生特別措置法等の令和2年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

○頻発・激化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが緊急の課題

○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靭化基本計画」「経済財政運営と改革の基本方針2019」「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアへの移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内の住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 灾害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成

(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援

○災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策

・ 安全確保策を定める「防災指針」の作成

- ⇒ 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

<災害レッドゾーン>

- ・ 災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域

<災害イエローゾーン>

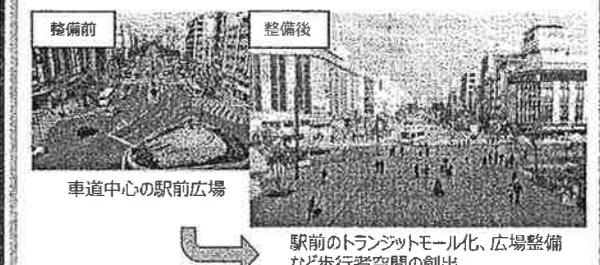
- ・ 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)



「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進

*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画



○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出

例) 公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供

(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援

(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人のコーディネートによる道路・公園の占用手続きの円滑化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)

(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援

(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援

(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援

(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援

○居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ

⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現

(KPI) 防災指針の作成: 約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)

(2021年~2025年 [2021年:100件 ↗ 2025年:600件])

⇒ 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現

(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数: 2025年度までに100市町村以上

トピックス①-1

「suumo 新築マンション 特別編集 関西エリア 注目マンション」
(株式会社リクルート発行)より

KEYWORD 1
新線・新駅開業

「うめきた(大阪)地下駅」など 新線・新駅の開業で利便性がアップ

大阪市内を中心にインフラ整備が進行中だ。「なかでも注目は2023年春に開業予定の『うめきた(大阪)地下駅』です。周辺では、うめきた2期地区の開発が進行中で、完成すれば今まで以上にうめきたエリアへアクセスしやすい街が人気を集めてしまう」。また、2031年春開業を目指して難波駅(JR)及び新今宮駅(南海)~「うめきた」新駅を結ぶ「なにわ筋線」の計画も進行中。中之島や西本町を経由して大阪の南北をつなぐことで一段と利便性が高まりそうだ。加えて、大阪メトロ中央線が夢洲まで延伸予定のほか、北大阪急行の延伸にも期待が高まる。「新線・新駅開業により、沿線やその周辺エリアで開発が進みます。高槻のように開発によってにぎわいが増して価値が高まった街も数多く、程度の差こそあれ同様の効果が期待できるでしょう」

● 2022年以降開業の新線・新駅マップ



KEYWORD 2
大規模再開発

都心部を中心に大規模開発が多数 『商・住一体』がトレンド

うめきた2期地区開発



画像提供/うめきた2期地区開発事業者

箕面船場駅前地区まちづくり
拠点施設整備運営事業



画像提供/東京建物

JR西宮駅南西地区
第一種市街地再開発事業



画像提供/JR西宮駅南西地区市街地再開発組合

神戸三宮震井通5丁目地区
第一種市街地再開発事業



画像提供/大阪府

万博記念公園駅前周辺地区
活性化事業



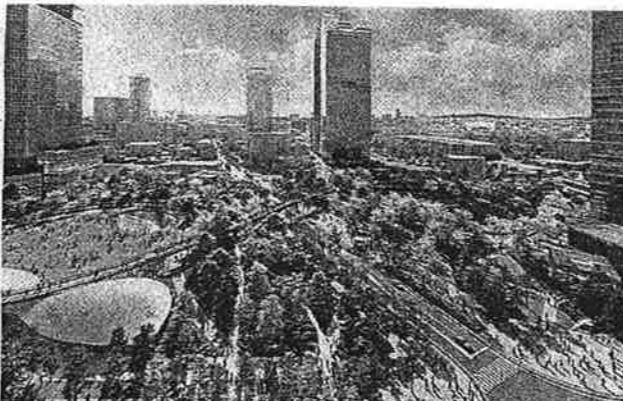
画像提供/震井通5丁目再開発株式会社

2024年度に先行まちびらき予定のうめきた2期地区に加え、淀屋橋周辺でも大規模開発が検討されている。大阪市内を中心に注目のプロジェクトが目白押しだ。加えて、神戸市では「都心・三宮再整備」をテーマに掲げ、大規模なリニューアル

が行われる予定。なかでも三宮駅周辺では新駅ビルが2029年度に開業予定のほか、西日本最大級のバスターミナルが入る高層ツインタワーの建築設計画もあり、期待が高まっている。「現在の再開発のトレンドは商業施設や医療施設など多様な機能を備えた複合開発です。テレワークの機会が増えたことにより、自宅周辺で幅広い生活ニーズに対応できる街の評価が高まっています。箕面船場駅前で行われている開発などはその代表例といえるでしょう」

トピックス①-2

日本経済新聞 2023(令和5)年2月22日



うめきた2期の1戸当たりのマンション価格は、7億円程度になると見方もある。(イメージ図)

うめきた2期の1戸当たりのマンション価格は、7億円程度になると見方もある。(イメージ図)
23年内にも売り出される「うめきた2期」の分譲マンション価格が、近畿圏で過去最高水準になると注目されている。大阪駅北側の再開発工事で、11年発売のうめきた1期のマンションは、1戸当たり7億円程度になると見方がある。「タワマンは住宅ではなく(投資用の)美術品になってしまった」と(近畿)不動産関係者。不動産経済研究所によると、近畿圏では22年までの5年間で1平方㍍当たり単価が23%増え、首都圏の伸び率(11%増)を上回った。エリア別では大阪市が26%、京都市が36%増えた。首都圏より割安だった大阪市の契約率は22年で77.5%と好不調の分かれ目となる70%を上回った。

マンション高騰 近畿圏止まらず

新築2年連続で最高値

新築マンションの販売価格の上昇が近畿圏でも止まらない。不動産経済研究所(東京・新宿)によると、2022年の新築物件の1平方㍍当たりの単価は77万円と2年連続で最高値を更新し、前年比の伸び率は首都圏を上回った。顧客離れを防ぐため、割安な定期借地権付きマンションに力を入れなどの動きも広がってきた。
23年内にも売り出される「うめきた2期」の分譲マンション価格が、近畿圏で過去最高水準になると注目されている。大阪駅北側の再開発工事で、11年発売のうめきた1期のマンションは、1戸当たり7億円程度になると見方がある。「タワマンは住宅ではなく(投資用の)美術品になってしまった」と(近畿)不動産関係者。不動産経済研究所によると、近畿圏では22年までの5年間で1平方㍍当たり単価が23%増え、首都圏の伸び率(11%増)を上回った。エリア別では大阪市が26%、京都市が36%増えた。首都圏より割安だった大阪市の契約率は22年で77.5%と好不調の分かれ目となる70%を上回った。

島田裕司・本店マンション事業部長は、「都心部の『プレミストタワー』は最高価格が3億円弱だが、350戸のうちキャビンセルが出た1戸が高価格は下がらない」と話す。大和ハウス工業の利便性の高い物件が堅調だ」と指摘。大阪市西区の「プレミストタワー」は、本町は最高価格が3億円弱だが、350戸のうちキャビンセルが出た1戸が高価格は下がらない」と話す。大和ハウスはこれまで郊外での開発を含めて戸数を増やす戦略だったが、今後は戸数を絞ってでも都心部での開発を優先する方針だ。住宅ローン金利には先高額も出ており、顧客の購買意欲が低下すればマンション価格の不透明感が強まる。ただ、高層マンション仲介の「タワー

の指標は直近1年で建設価格調査会(東京・中央)によると、集合住宅の12月の工事原価(大阪)の指数は直近1年で6%伸びた。一般にマンションは着工から完成まで数年かかり、資材高の影響は今後の販売価格に上乗せされる可能性がある。一部物件では発売後6%伸びた。一般的にマンションは着工から完成まで数年かかり、資材高の影響は今後の販売価格に上乗せされる可能性がある。一部物件では発売後

の指標は直近1年で建設価格調査会(東京・中央)によると、集合住宅の12月の工事原価(大阪)の指数は直近1年で6%伸びた。一般にマン

ションは着工から完成まで数年かかり、資材高の影響は今後の販売価格に上乗せされる可能性がある。一部物件では発売後

の指標は直近1年で建設価格調査会(東京・中央)によると、集合住宅の12月の工事原価(大阪)の指数は直近1年で6%伸びた。一般にマン

ションは着工から完成まで数年かかり、資材高の

JR京都駅から電車でおよそ10分の大津市内では大型マンション開発が若い世代が転出

JR京都駅から電車でおよそ10分の大津市内では大型マンション開発が若い世代が転出

京都、苦肉の景観規制緩和



京都市内はマンションやオフィスの供給不足が目立っていた

京都市は建物の高さに対する景観規制を4月にも緩和する。昔ながらの街並みを大規模開発から守ろうと2007年に導入したが、マンションやオフィスの供給不足を招き、若い世代を中心に入ってきたが、景観保護との両立へ難しいかじ取りを迫られる。

「京都市内からモデルルームを訪れる子育て世代が多い。想定を超える反響だ」。大津市で70戸の大型マンション開発を手がける関電不動産開発の担当者は自を丸くする。京都市と滋賀県を含む京滋地域では過去最大の物件で、坪単価が京都市内の半分程度という割安感が人気を集めている。

若い世代が転出

JR京都駅から電車で

およそ10分の大津市内では大型マンション開発が

若い世代が転出

JR京都駅から電車で

高級路線 世界を意識



①秋開業予定の麻布台ヒルズ（8月23日撮影）
②アルガリホテル（東京の客室）
③新規開業予定の麻布台ヒルズ（8月23日撮影）

東京タワーの北西に11月
下旬、新たなランドマーク
が誕生する。

森ビルが手がける複合施
設「麻布台ヒルズ」は中
核に東京タワーとほぼ同じ
高さの森J-Pタワーがあ
る。最上階の54・64階に入
る91戸の高級住宅は金額が
明らかになっていない。不
動産関係者は「最も高い部

屋で100億円を超える」と口をそろえる。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾社長は「本当にハ

イクラスのマンションを求

める人がいる。なければ、

国際競争力が落ちる」と言

う。

この住宅は、世界20か国

で高級ホテルを開発するア
マングループが手がける。

ベッドルームが6つある部

屋を用意し、専属シェフが

料理を出し、パーティイー

施設や、都心が見渡せるス

ペルも併設した売れ行きは

なぜ極めるのか。森ビル

の辻晋吾

トピックス⑯-1

朝日新聞・夕刊 2023（令和5）年7月14日

神宮球場や秩父宮ラグビー場の建設に伴う被災地への支援活動や、東京オリンピック開催に向けた各種の取り組みが実施されています。また、東京2020オリンピック開催に伴う再開発事業に関する説明会も定期的に開催されています。

明治神宮外苑の再開発

の住民らのみ

ルで日中に、いずれも2時間程度の開催を予定する。事業者側が決めた参加対象者は、再開発エリアから380㍍以内の住民（約8千世帯）と事業者（約5千）。参加には氏名、住所などを記入した受付票と案内状の持参が必要で、本人確認書類の提示を求める場合もある。参加者の制限について、事業者代表の三井不動産は「全く制限しない形を検討したが、会場の問題などもあり現実的に難しい」。

市開発では、一般的に新築建物の高さを基準に住民説明会の対象範囲を決めることが多いといい、外苑再開発では、過去に「80㍍・190㍍」を対象に開催したことがあった。同社は「行政機関と協議してきた」と説明する。

今回は、ウェブサイトで説明用動画を流したり、説明会での質疑内容を隨時公開したりするという。同社は「双方向でのやりとりの機会を設け、理解と共感を得られるように努める」と説明する。当初は非公開としていたが、会場のやり取りの音声を報道陣が別室で聞ける形式に変え

説明会
380メートル以内の住民らのみ

5㍍」の約2倍。同社によると、都 市開発では、一般的に新築建物の高 さは、港区内で子育てをする保 ただ、運営方針を疑問視する声 も。地元の港区内で子育てをする保

トピックス⑯-2

朝日新聞 2023（令和5）年7月18日

神宮球場や秩父宮テグ
ビ一場の建て替えを含む
明治神宮外苑地区（東京
都）の再開発事業に関する
住民説明会が17日、都
内で始まつた。都心の縁
地で進む大規模事業に環
境破壊などと批判が強い
ため、事業者側が3月の
着工後、初めて開催。出席
者からはビル建設の必
要性などは厳しい意見が
相次いだ。説明会後の取
材に、事業者側は樹木伐
採を9月に終とする考
えを示した。

再開発は、三井不動産
や、外苑の多くの土地を
所有する宗教法人・明治
神宮など4者による民間
事業。国立競技場などの
隣接地で、球場などの建
て替えのほか、高さ20
0㍍近い超高層ビル2棟
の新築も計画する。完成
予定は2036年。

住民ら環境・景観懸念

29年 / 18

This architectural rendering illustrates the proposed redevelopment of the Meiji Shrine Outer Garden area. The site features several key structures and fields. In the center-right is a large stadium with a circular roof, labeled '47m'. To its left is a rectangular building labeled '46m'. Further left is a tall building labeled '80m', which is identified as the 'ラグビー場棟' (Rugby Field Building). To the far left, a building is labeled '60m'. At the bottom left is a baseball field labeled '野球場' (Baseball Field). To the right of the stadium is a tennis court labeled 'テニス場' (Tennis Court). A large, curved building at the bottom is labeled 'イチョウ並木' (Iチョウ Avenue). The entire area is surrounded by a dense network of roads and smaller buildings.

明治神宮外苑

0本以上の高木を伐採する計画が、環境破壊や景観悪化だと懸念されている。中止を求めるネット署名は21万筆超に上つて
いる。

明会は17～19日に
の予定。初日は、
者の担当者らが外
題として広場の不
宮球場の老朽化な
げ、再開発の必要

球場については、パリアフリーやなどの問題解決のためには面積の拡張が必要と説明。外部から「伐採樹木を大幅に減らせる」という主張がある現在地での改修は、①シーランオフが少なく工期確保が困難②道路や他施設に囲まれていて空間がない——などの理由で不可能だと説明した。

トピックス⑯-3

朝日新聞 2023（令和5）年9月5日

多数の樹木伐採に批判が強まっている明治神宮外苑地区（東京都）の再開発をめぐつて4日、見直しを求める声明を市民団体が発表し、作家の浅田次郎さんや歌手の加藤登紀子さんらも賛同人として名を連ねた。また、ザンオールスター・ズは、再開発反対を唱えた故・坂本龍二さんの問題提起を受けて作ったという新曲を発表した。

再開発事業は、神宮球場と秩父宮ラグビー場の建て替えや、高さ約200㍍の

神宮外苑再開発見直し求め作家ら声明

九月
2021
年

サザン新曲もメッセージ

超高層ビル2棟を新築するなどの内容。三井不動産や宗教法人・明治神宮など4者による事業で、837本を植樹する一方、700本以上の高木を伐採する計画に対し強い批判がある。

78人の「賛同人」には、映画監督の青山真也さん、俳優の秋吉久美子さん、作家の椎名誠さん、政治学者の中島岳志さんらも名を連ねた。

一方、3日には、ザンオールスターが新曲「Replay」^{リプレイ}杜の詩^{トキ}の歌詞を公式サイトで発表した。

「誰かが悲嘆^{ビタミン}いてた 美しい杜^{トキ}が消滅^{シヤクメイ}えるのを」などと云うたい、「意志を継^{スル}ないで、この杜^{トキ}が好きだよ」と締めくくる。ボーカルの桑田佳祐さんは2日、ラジオ番組で「坂本龍一さんが提示していただいたいたことがいっぱいある」と歌に込めた思いを明かした。(本多由佳、土館聰一、野城千穂)

区分所有法の大規模な改正は2002年以来、約20年ぶりとなる。法務省は最終とりまとめを踏まえ、来年の通常国会で区分所有法の改正案の提出を目指している。

上、取り壊しには「全員」の同意が必要だ。要綱案では、建て替えや取り壊しに必要な割合をいずれも「5分の4」以上とする。耐震性や耐火性に問題があれば、「4分の3」以上の同意で可能とする方向で調整している。

老朽化
決議
賛成

耐震化
ンシヨ
議でさ
○
□

老朽マンション

老朽
2023.11.12

法制審

耐震性問題なら

建て替え同意3 4に緩和

に出席しない人を決議の分母から外す仕組みを設ける。所在が分からない所有者に関しては、裁判所の認定を受けて決議の分母から除外するようとする。

トピックス⑯

2023 (令和5) 年11月24日

コロナ禍やウクライナ侵攻の影響で、経済の低成長が続く欧州で、反移民政策を掲げる極右政党や右派政党の台頭が目立っている。22日のオランダ総選挙では、極右政党「自由党（PVV）」が第1党に躍進。増加する中東やアフリカなどからの移民への不満が政府に向け、反欧州連合（EU）や自国第一主義を掲げる政党に支持が集まるという構図が強まっている。▼3面参照
EU加盟国内では、ウクライナ侵攻などでエネルギー・価格や物価が高騰。国民の生活が苦しくなる中で、移民への社会福祉の配分をめぐる不満が高まっている。

選択肢（A f D）」が支持を拡大。今月上旬の公共放送ARDの世論調査では支持率が21%と2位で、ショルツ首相が所属する社会民主党（15%）を大きく上回る。今夏にはA f D出身の首長も初めて誕生。フランスでも昨年の大統領選で右翼「国民連合」のマリーヌ・ルペン氏が決選投票まで残り、4割以上の得票を確保した。

右派政党の躍進が続けば、ロシアからの侵略を受けるウクライナへの支援で、EUの足並みが乱れかねない。オランダはEUでも有数の支援国だが、PVVのウィルダース党首は、「自國を守るために武器が必要」として、ウクライナへの武器供与を停止すべきだと主張する。

ハンガリーでも右派政党を率いるオルバン首相がEUに懷疑的で、ウクライナ支援に消極的な姿勢を続けていく。10月のEU首脳会議では、ウクライナへの長期支援についての追加予算が合意に至らなかつた。

（ベルリン＝寺西和男、ハーグ＝牛尾梓）

福祉配分に不満 ■ ウクライナ支援に影

選択肢（A-F-D）」が支持を拡大。今月上旬の公共放送ARDの世論調査では支持率が21%と2位で、ショルツ首相が所属する社会民主党（15%）を大きく上回る。今夏にはA-FD出身の首長も初めて誕生。フランスでも昨年の大統領選で右翼「国民連合」のマリーヌ・ルペン氏が決選投票まで残り、4割以上の得票を確保した。

右派政党の躍進が続けば、ロシアからの侵攻を受けるウクライナへの支援で、EUの足並みが乱れかねない。オランダはEUでも有数の支援国だが、PVVのウィルダース党首は、「自國を守るために武器が必要」として、ウクライナへの武器供与を停止すべきだと主張する。

ハンガリーでも右派政党を率いるオルバン首相がEUに懐疑的で、ウクライナ支援に消極的な姿勢を続けている。10月のEU首脳会議では、ウクライナへの長期支援についての追加予算が合意に至らなかった。

（ベルリン＝寺西和男、ハーレー＝牛尾梓）

「反移民」の政党 欧州で台頭

トピックス⑯

【事務所だより第42号（令和6年新年号）・巻頭言】 新年あけましておめでとうございます。

第1 ハマス・イスラエル紛争は？

- 1) 2023年10/7、ガザ地区で活動するイスラム原理主義組織ハマスから大量に発射されたロケット弾が、イスラエル国内を襲った。同国は移動式ミサイル防衛システム「アイアンドーム」による防御網を誇っていたが、5000発もの大量のロケット弾が飛来すれば、防御システムが機能しなかったのは仕方ない。
- 2) 2001年の9・11テロと同じともいえる、この“奇襲攻撃”に怒ったイスラエル（のネタニヤフ首相）は自国の“自衛権”に基づき、直ちに報復攻撃を開始。ガザ地区への連日にわたる空爆後、大規模な地上戦に移り、11/15以降はガザ地区最大のシーファ病院の地下トンネル内にハマスの作戦指令室があるとして、病院内への全面突入に至っている。
- 3) ガザ地区への人道的支援と即時停戦（休戦）の必要性と250名超の人質の即時解放を求める世論は強いが、国連（の安全保障理事会）は有効に機能せず、「戦闘休止要求決議」を米英露は棄権する有り様だ。人質解放と停戦を巡る攻防は、リビア、イラン、エジプト等の中東諸国をも巻き込んでいるから、早期停戦（解決）の期待とは逆に、このままでは第5次中東戦争はおろか、下手をすると第3次世界大戦の引き金になる危険さえも！

第2 ロシア・ウクライナ戦争の行方は？

ウクライナは西欧諸国の支援とゼレンスキーダ統領の奮闘の中、2023年6月に反転攻勢を開始したが、大国・ロシアの抵抗は強く、東部戦線はもとより南部戦線でも“膠着状態”に陥っている。そのうえ、ハマスVSイスラエル抗争の勃発による米国の“支援疲れ”は顕著で、支援についての米国内での共和VS民主の温度差（対立）も大きい。ゼレンスキーダ統領は膠着状態を否定しているが、近時は軍との不協和音や政権内部の汚職体質の声もチラホラ！極寒期での戦いは大変だから、膠着状態の長期化はマズい。さあ、ウクライナと米欧は停戦、終戦に向けていかなる戦略を？

第3 米中首脳会談が実現！その成果は？

- 1) バイデン大統領と習近平国家主席との米中首脳会談が、2023年11/15、APEC首脳会議が開かれたサンフランシスコで開催された。6年ぶりに米国を訪れた習氏のメンツを重視した米側は、会談場所をサンフランシスコ近郊の静かな山あいにある庭園に設定した。さらに、会談後の昼食会でバイデン大統領は自身のスマホで38年前にサンフランシスコを訪れた若き日の習氏の写真を見せて「全く変わらない」と持ち上げて見せる一幕も。1983年のレーガン・中曾根、2001年のブッシュ・小泉、2019年のトランプ・安倍の日米会談では、「ウマの合った」両首脳の蜜月ぶりが目立ったが、今回の2人の米中両首脳の笑顔には、どこか取ってつけたような感もある・・・。
- 2) 80年代の改革開放政策によって急速に実力をついた中国は、集団指導体制を続けた江沢民、胡錦濤時代は米中の共存が続いたが、「近代化」を掲げて権力の集中化を進めた2014年の習近平体制以降は、2035年の小康状態、2049年新中国100周年で米国を凌駕する、を目標に掲げ、ある時は「太平洋を仲良く2人で分けよう」との提案もある・・・？
- 3) 他方、米国は2016年11月、ヒラリー候補を破ったトランプ大統領が「米国第一」を掲げた。2016年、トランプ（共和党）と2020年、バイデン（民主党）とギリギリの接戦が続く中、目を覆うばかりの上院下院の混乱が続き、民主主義の牙城が大きく揺らいでいる。ウクライナ戦争とハマスVSイスラエル抗争の勃発も大きな悩みで、今や米国は台湾や朝鮮半島を中心とする東アジア方面を含む、三方面作戦を余儀なくされている。
- 4) そんな米国の大統領競争相手は経済的にも軍事的にも中国！その位置づけはトランプ共和党でもバイデン民主党でも同じだから、6年ぶりに実現した米中首脳会談の成果は？台湾問題はもとより、ロシア・ウクライナ戦争、中東紛争についても、今や米中の相違点は大きく、譲歩できる点はほとんどない。そんな中での首脳会談で新たな関係を示せなかったのは仕方ない。今回やっと実現できたのは、「紛争にしない」旨の対話が約4時間。その成果は、衝突防止のための国防軍対話の再開（だけ）だ。2022年8月のペロシ下院議長の台湾訪問への対抗措置として打ち切られていた国防当局間の対話を復活したことはたしかに成果だが、たったそれだけ・・・？ハリウッド大作『ザ・クリエイター 創造者』（23年）では、AI（人工知能）との共存を目指すニューアジアと、AIを敵視する米欧諸国との対決が描かれた。しかし、米中会談ではAIに関する政府間の対話開始を合意した。

第4 日中首脳会談も実現！その成果は？

- 1) 米中に統いて、11/16には日中首脳会談も実現。これは2022年11月の開催以来1年ぶりだ。首相同行筋は「懸案について漏らさず日本の立場を伝えた」と語り、予定時間を20分超過した“かみ合った議論”を展開したと説明したが、私には、紋切り型の総理の原稿読みスピーチの姿はまるで説得力なし！
- 2) 日中間の懸案は、①尖閣諸島を含む東シナ海情勢②中国公船の日本領海への再びの侵入③福島第一原子力発電所が海洋へ放出している“処理水”を中国が“核汚染水”と呼び、日本水産物の輸入を全面的に禁止している問題④スパイとして拘束している邦人の即時釈放問題、等々多岐に渡るが、その“懸案を伝えた”ことにどれほどの意味があるの？
- 3) 首相は「首脳を含むあらゆるレベルで緊密な意思疎通を重ねていくことで一致した」と述べ、処理水を巡っては、「両国の専門家が議論する新たな枠組みの設置が合意された」と成果を誇った。しかし、産経新聞の「懸案伝達も習氏の反応薄く」という見出しのように、私には堂々とした習氏に対して、どこかおどおどした、上目遣いに相手を見る岸田首相の頼りない姿が印象的だった。田中角栄、橋本龍太郎、小泉純一郎、安倍晋三等に比べると、その存在感のなさ、圧迫感のなさが際立っていると言わざるを得ない。
- 4) 安倍晋三×胡錦濤間で歴史的認識をめぐる対立で冷え込んだ日中関係を改善するべく2006年に合意した“戦略的互恵関係”を“再確認した”ことが会談の最大の成果だと総理は胸を張った。しかし、実利を重視し、政治・経済両面で協力し、2国間・地域・世界の課題解決に取り組むことを目指したこの概念は近時、「建設的かつ安定的な関係の構築」という概念に切り替わっている。これは、2022年末に政府が決定した国家安全保障戦略が中国を「最大の戦略的な挑戦」と位置付けたことからもわかるように、近年の中国が「互恵」の精神から大きく逸脱していると考えているためだ。そんな状況下での“戦略的互恵関係”的再確認に一体どれほどの価値があるの？

第5 APEC首脳宣言採択（11/17）

- 1) G7は日本、アメリカ、カナダ、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア及びEUによる先進国首脳会議（主要国首脳会議）。G20はそれに新興国12カ国を加えた国々と地域から成る国際会議だ。他方BRICSはブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国の総称。また、グローバルサウスは、もともと経済的に開発途上である国々や地域を指していたが、近時は第三世界や発展途上国といった用語に代わって、社会経済的な不平等や格差を強調する用語として使われている。
- 2) APECは日米や中国、ロシア、台湾など21カ国・地域が参加するアジア太平洋経済協力会議だが、当然政治的な役割も担っている。しかし、その首脳宣言は全会一致が原則だから、立場の違いのため、ロシアのウクライナ侵略の非難をそこに盛り込むのは困難だ。そのため、2023年11月サンフランシスコで開催されたAPECでは、議長国の中華人民共和国はウクライナ侵略や中東情勢の言及については米国の議長声明に譲り、自由で開かれた貿易の推進や気候変動への対処等、20カ国が合意可能な事項に限定した「首脳宣言」を11/17に採択した。

- 3) そんなAPECに対して、米国が主導する新たな経済構想が、IPEF（インド太平洋経済枠組み）だ。IPEFに参加する日米韓豪など14カ国は、11/16首脳会合を開き、新たに実質妥結した2分野を確認し、「新たな課題に対処する地域協力」を掲げた首脳声明を発表した。そこでは、中国への依存度を減らし、IPEF地域内の競争力を高めることを念頭に、重要鉱物に関する対話枠組みを創設することも示した。

- 4) 1950年代の東西冷戦終了後は、ソ連邦が衰退していく中での米国の一人天下が続いたが、中国が急速に経済力と軍事力を強めた結果、今や完全に“米中対決の時代”に入っている。そして2022年2/24のロシアによるウクライナ侵攻を契機として、西欧型民主主義国VS独裁型專制主義国との対立構造が定着していく中、地球上で最も重要な国際機関である国連をはじめWTO（世界貿易機関）、IMF（国際通貨基金）等の機能不全ぶりが昨今は目立っている。そんな状況下、わが国にも大きな影響のあるAPECとIPEFの展開も注目！

第6 北朝鮮が軍事偵察衛星を！（11/21）

- 1) 北朝鮮による拉致問題は日本固有の問題だが、核・ミサイル問題は朝鮮半島問題だけでなく、全世界的大問題だ。軍事大国を目

指す金正恩総書記は、米国に対抗する唯一の手段として核ミサイル実験（開発）を繰り返してきたが、それに対して日本政府は“遺憾の意”を表明するばかり。これではダメ！そう思っていると、北朝鮮は11/21、弾道ミサイル技術を使用した軍事偵察衛星を発射し地球周回軌道に乗せた。その目的は米軍や韓国軍の動静を把握すること。その中に米本土や在日米軍基地が含まれるのは当然だ。さあ、米国はどうするの？そして韓国は？日本は？

2) 2022年3月の選挙で「共に民主党」の李在明に勝利した「国民の力」の尹錫悦大統領は直ちに反応し、①軍事境界線周辺の飛行禁止区域の効力停止、②2018年に偶発的衝突の防止などを目的に署名された南北軍事合意を事実上、破棄する声明を発表した。これは当然の自衛措置だが、北朝鮮は南北境界線周辺で新たな挑発を行う可能性が高く、偶発的な軍事衝突の危険がある。現実に、北は南北軍事境界線付近に「より強力な武力と新型の軍事装備を配備する」と宣言し、「軍事的衝突の責任は韓国側にある」と主張したからやばい。新しい年の始めに、“朝鮮半島有事”が発生しないことを願いたいが・・・。

第7 台湾の総統選挙の行方は？（1/13）

与党民進党の賴清德に対して、国民党の侯友宜と台湾民衆党の柯文哲の野党共闘の成否がポイントだが、鴻海の郭台銘の動向も直前まで不明。総統選の結果には、中国も米国も、そして日本も注目！さあ、台湾はどうなるの？

第8 米国大統領選挙の行方は？（11月）

1) 2023年11/22はケネディ暗殺60周年の日。1961年の米国は、43歳の知的でハンサムな民主党大統領の誕生に大興奮した。しかし、24年11月の大統領選挙は、再びバイデンVSトランプの最年長対決になりそうだ。

2) 刑事被告人という立場で立候補するトランプだが、共和党内ではデサンティスやヘイリーを大きく引き離す断トツの集票力を誇っているし、何よりも本人のバイタリティがすごい。81歳を迎えたバイデンは、ウクライナでも中東でも難問を抱えながら世界中を飛び回り奮闘しているが、認知症の心配もチラホラと。さらに23年11月の世論調査では、今回も接戦必至の6つの州のうち5つの州でトランプにリードを許しているらしい。ユダヤ系の有力者が多い米国社会では、流動する中東情勢の中でイスラエルとどう寄り添うのかが、支持率や集金力にも大きく影響する。

3) バイデンもケネディも、そして「初の女性大統領誕生確実！」と言われたヒラリー・クリントンも民主党だが、「バイデンではムリ」の声をバックに、故ケネディ大統領の甥であるロバート・ケネディ・ジュニア等の“第3の候補”が無所属で出馬すれば、事態はさらに深刻だ。ロシアも中国も、米国の民主主義の力がどれほどのものかに注目する中、さあ2024年11月に向けて、いかなる選挙戦が展開されるのか、しっかりと注目したい。

第9 岸田内閣の行方は？総選挙は？

1) 2021年10/31の総選挙の勝利で“黄金の3年”を手に入れた岸田文雄内閣は、22年12月、安全保障関連三文書の改定、防衛費のGDP2%、5年間で43兆円の増額を決める等、22年7/8の銃撃事件で無念の死を遂げた安倍晋三元首相の遺志を次々と具現化していった。

2) 岸田總理は23年5月の広島でのG7サミットも議長国として仕切り、存在感を発揮。23年9/13の第2次岸田第2次改造内閣では5人の女性閣僚を起用し、10/20からの第212回臨時国会の冒頭では「経済！経済！経済！」と連呼した。そして、“解散風”を一旦封じし、“減税と還付”を政策の目玉にしたが、逆にその思惑が見透かされたためか、支持率は低下の一途をたどり、11月には最低の20%台に。

3) 原稿棒読みの岸田節では、副大臣のドミノ倒し辞任や統一教会問題を含めて野党からの攻勢にさらされる国会論戦での反転攻勢は難しい。すると、このまま衆議院の解散もできず内閣は徐々に“死に体”となり、自民党総裁の任期満了前に辞任、総裁選挙になる可能性が強い。そんな“いつか見た風景”と同じ風景はゴメンだが、こんな体たらくでは年末年始での岸田内閣の建て直しは到底無理？

第10 プロ野球、大リーグ

1) 阪神タイガースとオリックス・バファローズが共にリーグ優勝！共にCS戦を勝ち上がり、日本シリーズで対決した。その熱戦は第7戦までもつれ込み、4勝3敗で阪神が勝利。第7戦が延長・引分となり、第8戦をやればもっと盛り上がったが、それは賛否というものが。岡田采配も、中嶋采配も共にお見事だった。ここ数年のオリックスの大変身も、矢野采配から岡田采配への転換による、たった1年間での“ダメ虎”的大変身も、その理由と背景についてさまざまな角度からの分析が不可欠だ。巨人とソフトバンクの“不甲斐なさ”との対比の中、両球団とも今後数年は“黄金時代”が続きそうだ。

2) 大リーグでは大谷翔平が二刀流を極め、10勝&本塁打王となり、2度目の満票MVPを獲得！まさに今が旬の大谷は我が世の春だ。その才能は天井知らずだし、誰からも愛される人間性も最高。努力を怠らない姿も素晴らしい。しかし、「山高ければ谷深し」の教訓は株の世界だけではない。また、林美美子が綴った「花の命は短くて、苦しきことのみ多かりき」も世の常だ。イチローは太く長く現役を続けたが、さて大谷は？

第11 将棋、囲碁

1) 中学1年生の時に将棋にハマった私は、新聞の棋譜を毎日切り抜いていたが、当時の頂点は大山康晴。以降、中原誠、米長邦雄、谷川浩司を経て羽生善治が登場。NHK杯で学生服を着た羽生が先輩棋士たちをねじ伏せる姿には大興奮したのだ。大山時代は五冠だったが、1996年には羽生の名人、王将、王位、棋聖、竜王、王座、棋王七冠の達成にビックリ！しかし、それは1年しか続かなかった。

他方、2016年に14歳で四段デビューした藤井聰太はどこまで伸びるの？羽生との頂上対決は実現するの？そんな注目の中で時代は一気に進み、2023年10月、収王を含む藤井聰太八冠が誕生した。2024年はA級1組でのリーグ戦の他、8つのタイトル戦を1つ1つ最後の挑戦者と戦わなければならないからそりや大変！もっとも、将棋の世界はスポーツ界ほど「山高ければ谷深し」ではないから、彼の今後の息の長い活躍を期待したい。

2) 囲碁界では、一時不調だった芝野虎丸が復活。しかし、井山裕太の復活はまだまだだから、目下のトップは井山、芝野、そして一力遼の3人が分け合っている。将棋界では男女の実力差が明確だが、囲碁界ではその差は小さく、男性のトップ棋士と対等に戦う藤沢里菜、上野愛咲美、上野梨紗、謝依旻ら若手女性棋士の活躍に注目！また、「高いレベルで勉強する」べく、日本棋院から韓国棋院への移籍を決めた、史上最年少タイトル保持者、仲邑堇女流棋聖（14歳）の活躍にも注目！

第12 谷村新司の逝去に哀悼！

1) 「アリス」の谷村新司と堀内孝夫は、さだまさしと共に私と同年代の歌手の代表だ。3人とも素晴らしい曲を次々と発表してきたが、谷村が歌った『昴』と『いい日旅立ち』、そして山口百恵に提供した『秋桜』の素晴らしさは別格だ。北新地通いをしてきた80~90年代の私は、『22歳』や『誕生日-ありふれた黄昏の街にて-』等、あまり人が歌わない彼の“女歌”を好んで歌っていた。年末時代劇スペシャルTVドラマの『白虎隊』や『田原坂』の主題歌として堀内が作り歌った『愛しき日々』や『遙かな轍』はドラマ性の高い名曲だが、谷村の曲は微妙で繊細な女心を描いたものが多い。2004年からの、日中を股にかけた上海音楽学院での教授活動もお見事だった。

2) 他方、『二百三高地』（80年）の主題歌『防人の詩』はさだまさしの作詞作曲。『大日本帝国』（82年）の主題歌『契り』は木ひろしの作曲だが、『連合艦隊』（81年）の主題歌『群青』は谷村新司の作詞作曲だ。若い人はまず歌わないこの3つの『戦争大作』の名曲は私の愛唱歌だが、その世界観を考えただけでも3人の音楽家としての能力の高さがよくわかる。

3) 石井裕也監督最新作『愛にイナズマ』（23）は“ケッタクイ女監督”と“あかんれ男”との“ぎこちない恋”を描いた快作。この邦題を聞けば、私の世代なら誰でも谷村作詞、堀内作曲のアリスのヒット曲『冬の稻妻』（77年）と『君のひとみは10000ボルト』（78年）を思い出す。雷とイナズマ、そして恋はよほど相性がいいのだろう。

4) 年末年始には一人カラオケに行き、谷村が加山雄三と2人で歌った『サライ』を、同世代で大活躍した彼への哀悼として歌いたい。

